大正五年二月中浣起筆

麦迺堂日載

四十九

特別
イ4
1919
298

176573

雙魚堂日載　大正五年二月十七日起稿

○黄銅の印七顆を得、鈕の体式より判ずるに支那
商舗の仕切判と覚しきもの也　唯〻刻字極めて精細

38- 9094

蘭亭序全部を収めさらに他の俗文を口刻し以て較
ふれハ雅也(周 道)の模版ありて甚世式として蘭亭曲水
の図を刻せり。これら近年切仕切販の目ありとぞ
の手にありのものにつて今の人もちて多くは偽臭を帯
び玩賞の価なし。これ其内の尤なるもの机上の
具ハとなりけり足る
○加賀前田侯ハ旧家にて先に漢大典物余としてその
為にも日本紀第十一を玻璃版に附し之れを識
者に頒ちと此の旨余も贈られし一本を讃んとして
すれ 刻行の部数甚だ少なりし為め價の
ヨ二巻後残りありてみ價く高し雖しこれを除く
と亀鑑し以て漸く高価ならんを得ることの是

に姫大政大臣鎌倉公常録と傳へらるゝもの古鈔
本十巻あるのみなる(国)宝帝収むる所に仁徳天皇
紀まで一巻完く存す表紙もまた原装にて徴なるべきこ
とは珍重すべき種なり也
○研究会に洽くして薬集も萬余の種類に四千円
を経過し三十萬円と内別の第十一萬六千五百余錦
のみ古河男子萬円をもっての外に十六萬六千
錦國と言ふ此は識るの内譯を以ての七百円となる
皆様内外の大臣別まて古河を除きて計算すれば
至とんどなきならず而して口数を実人を千に垂ん
とす即ち左に収むるもののかし
○

早稲田大學紀念事業寄附申込受付高

（大正五年二月十日現在）

一金拾壱萬六千五百四拾参圓三拾八銭也　合計高

内譯表

種別	金高		口數
教職員	一八、二六五円	〇〇〇	一五九
校友	三六、四八〇	八五〇	五二三
在學生	三、九二二	三三〇	
一般寄附者	五七、八七五	二〇〇	二三二
計	六、五四三	三八〇	九一四

府縣別表

府縣	口数	金額	
北海道	一三	二〇三	〇〇〇
樺太	一	三	〇〇〇
東京	四七六	七六、二二九	五三〇
京都	五	一、〇二〇	〇〇〇
大阪	一三八	二九、五二四	五〇〇
神奈川	一二	一六二	五〇〇
兵庫	三三	四、〇一五	〇〇〇
長崎	三	一〇八	〇〇〇
新潟	四	五四三	〇〇〇
埼玉	三	五〇	〇〇〇
群馬	一	三	〇〇〇
千葉	一二	一、五四五	〇〇〇
茨城	一二	一七〇	〇〇〇
栃木	二〇	三二六	〇〇〇
奈良	三	五〇	〇〇〇
三重	三	一二	〇〇〇
愛知	二三	二二〇	〇〇〇

府縣	口数	金額	
静岡	一	二〇	〇〇〇
山梨	五	四一〇	〇〇〇
滋賀	一	一〇	〇〇〇
岐阜	二	四〇	〇〇〇
長野	二	一一	〇〇〇
宮城	二一	四四	〇〇〇
福島	一〇	三〇五	〇〇〇
岩手			
青森	二	二五	〇〇
山形	二	一三	〇〇〇
秋田	四	一四〇	〇〇〇
福井	三	四五	〇〇〇
石川	一	一〇	〇〇〇
富山	一	一〇	〇〇〇
鳥取	一	二	〇〇〇
島根			
岡山	六	八八	〇〇〇
廣島	一一	一二八	〇〇〇
山口	三	四六	五〇〇
和歌山	一	五	〇〇〇
徳島	一	二五	〇〇〇
香川	一	一〇	〇〇〇
愛媛	五	五四	〇〇〇
高知	一	一〇	〇〇〇
福岡	二三	一五八	〇〇〇
大分			
佐賀	四	六〇	〇〇〇
熊本	三	三〇	〇〇〇
宮崎	一	一〇	〇〇〇
鹿児島			
沖縄			
朝鮮	一三	三八二	〇〇〇
満洲	六	九五	〇〇〇
支那	三	六〇	〇〇〇
[illegible]米	二	一九	八五〇
臺灣	一二	七二	五〇〇
計	九一四	一一六、五四三	三八〇

○鐵緑の鉢のくさりし從來姫ひとまきとなることの
内より出来たるハ正しきものと思ひたる
しものゝおほくあるもあり眞ノ古青貝なる
ものゝ中すぐに見れハ明らかに正しきものを總
ある者あり前の広州の打けし字鉢にも手
を編んだる推告をとりいだし見るとき書が
の鉢出ししものを得たり一ヶ崔山書入に朝鮮
聘使の書て宮古國語文の誤りを指して書に附き
して崔山の書是あり雅ひなる語を格調高し
第の考えしうに詳に見れハ崔山と是の文
北洞の別編して北斎生の小伝に明らか
小笠原の印を押しあり一式鉢の書る鉢

語文を朝鮮聘使と唐國のものを何某に書
き與へて書くものは鉢にも書きたる一きことの
をあり粉のにも書き指行さましくして書き置きて
手し金還す一のとなるものなるに見え

○此摺物は雕印本郡寺帖叢頌松
苗の舊藏にかゝる筆にて張りたる撥張の第

稿を摸するまゝ果して松苗自筆の岡文略字
稿なることを分明す一枚岡文略第三編と外
之ま四編まてのあり鑑撲雌黄上欄標注あ
り刻本と對照せば悉く異同あらん鶴苑
本の印本と攷し合ふるも一層哉味あり
て而して花本印と同一の刻あり摹本なる
自ら舊ひと覚しき帙の附しあるも亦松苗の
舊蔵なるべし　（大正五年二月十五日録）
○平山堂を記したる茶碗め花寺茶を用ひるに火性
手あるものを避る為なれバ堀をを出し示すを
ゑんバ漆と為にあ（ぬ）ひるこれを一寸二分ぐらい高さ（八分）
高サ壱尺四五寸胴径の寸法尺八寸も尋而なるを見

ゑハ此の個大きなる裏比目を見れバ字を入る也
御りは右手に枕を持く目右手に字子を押し出る扶
を持ち両顔なる可也其の枕を持ちてなる也
しるしを見れバ高方綱とも見るべし頭印と無
下の頭々高信して此時を田高ものくずり
なる高信の高を請取するを蛇高毛の頭に
敬見す、志呂の伊賀に未詳
し
状の上頭改換あるのみにてもなし然
りおひに改換かケを存す後りて読も
補修す思ひ見ゝ冬かんを入れて絵と之
て箇所を解うけに元つ写し可仰をて
床のうに重ね上げも柔もにあります一の也と

運めると古所代の家つきあり一見大名ニ付る
を知る家の蒔絵ニ金菊紋と朱漆ニ書
き付る銘あり或は奥州や大名家もし見ぬ際の
拝領しなるものにてもあるへく極めて時代ある
ることの也珍とすへし
（大正五年一月十五日記）
○大阪の木崎好尚（号天）来訪に延いて見る好尚客室の
の楣すに山水掛ける二字額を迎ふる現在八
アしあるれの高書こんにありますと示ふ余甲えん
旧作年古時に作られまりし書ひ四花なるを
を絵画紋の一布と揃す好尚思ひ識り写しを版
と書こふ墓し好尚退きて取れて数件を着せ
書印すこれ其一事好尚一人を伴ひ来り余に紹介

す其名刺と云へば蒲れ狂前田橋と為り要せる所を
記せり其の名刺蒲れ了形どり一兄用楮幣の蒐集
家なることも知る如く固く北人日本楮幣の蒐集
をつとむること三十年今集めたる楮幣の種
類六千四百種に上る新界の両替商と其人の言
きたなる四十七八歳と見えしきこそあるべき志
しとうや知るべく兵し之解米朝の納札博士スタール
関西旅行して於北人を訪ね其の番名を見て一驚を
喫したりと也すく採集のことを話に上れば彼氏
を附しも共に行かんとし紙幣教師肥を金大の関係あ
る大隈伯の論説を見て其首に並へんと終に余に
其の紙幣を為すや余之れを読し其の甚心論を少しく

ゆるしくの話しの中に紙幣をしても採集の方便としも字
する外にも志望しも巡査と為ることも有りとの
話しくなさんは知らぬ家に行きのこくく主義家
に接する方便となる由趣味ことともなるしもとを
作る由北種のものを採集する田舎のものなる帝国綴
紙銭のごときする千七百種を発する事きする洛尉
為刑の日本紙幣史に於めるものことも主義説
源解するもの知らしも先年余を訪ねしもする
御東洋中と云う人有り北人も東京方面の楮紙用紙面
の採集家として名ある人のみん北人の数と比すれ
は僅かに十分の一に足らざる程なり六千四百の採
集も日本にて楮幣比肩するもの無く或人を全部も

究をするものが多くなつて來て遂には舊時代の紙幣や貨幣までが外人の手で集めらるゝやうになつた、現に其當時或獨逸人が京都にやつて來て寺町の一骨董店の隅に藩札の束が塵にまぶれて居るのを見出し其中から五十枚を百圓で買取つて歸つたことがある、こんなものを高く買つて何うするのかと聞くと自國に持歸り博物館に陳列し公衆の展覽に供するといふことであつた

▲古泉家の蒐集　當時我國にも古泉會が組織されて居て全國に七八十人の會員はあつたが、藩札の方に手を着けて居たのは備後の故人高橋圭介氏(沼隈郡松永村の人)のみで其他には一人もなかつた、ところが右の獨逸人が京都で之を買收した話が傳はると古泉會員や其他これに趣味の近い人々等が、爭ふて又藩札の買收にかゝつた、當地の前田惇氏(天王寺南門南へ入)なども其中の一人である

留町)大阪造幣局の佐野英山兩氏が約二千種、岡山縣兒嶋郡宇野村の水原岩太郎氏が約千五百種、名古屋の堀田秀雄氏(海東郡佐織村大字小津)が千二百種、東京陸軍藥劑官村田康太郎(芝田村町)並に京都の織物商片岡安之助(上京區下立賣上る)兩氏が千種内外位のもので、帝

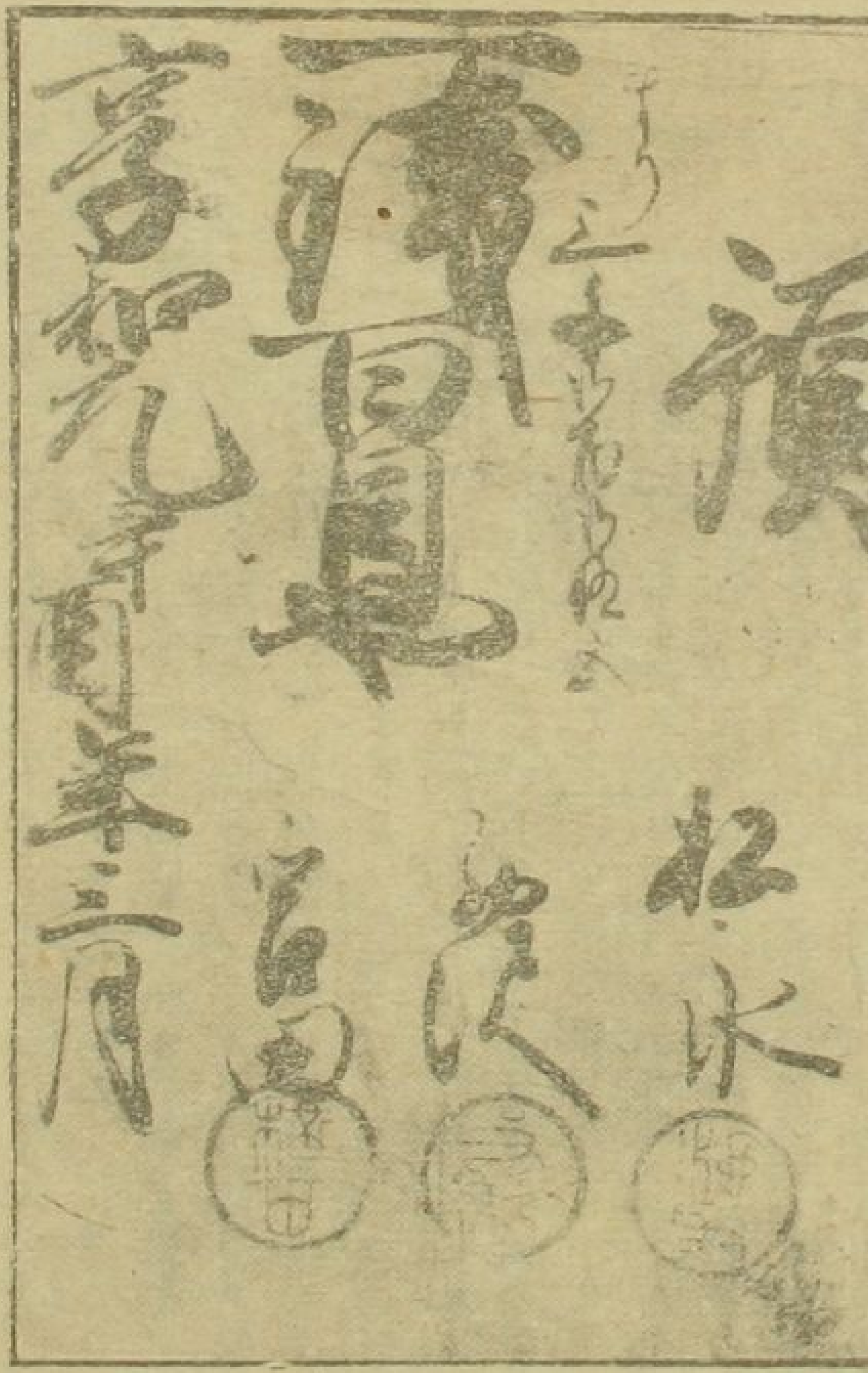

熊本藩の百目札

縦六寸四分横四寸三分の大札にして光澤ある色紙を合せ紙を用ひ居れり

が中にも鹿兒嶋藩の裏面などは只一ッ判が捺してあるばかりで熊本藩のは圖抜けて形が大きい、而してこれらの藩札の用紙は主として其地方々々に產出する材料を漉込んで作つたものださうだが、製造にもそれ〴〵また巧拙がある、聞けば寶塚の東の名塩村といふ處は當年專

藩札狂
前田惇

御[illegible]金[illegible]出版せんとする圖書
の[illegible]を西郷札六枚（十銭二十銭五十銭[illegible]圓五圓
十圓）並に[illegible]一枚を以て[illegible]の切[illegible]
[illegible]朝[illegible]を同付して[illegible]し[illegible]
御[illegible]金[illegible]紙幣の[illegible]
[illegible]と[illegible]極印[illegible]極印
[illegible]さる[illegible]也[illegible]
[illegible]を貨幣[illegible]
止[illegible]の[illegible]
其[illegible]の[illegible]一端を[illegible]
さる[illegible]の[illegible]
[illegible]ことを[illegible]して[illegible]（廿二日）

金澤藩の十貫文札

縦七寸五分横三寸の大札にして此の外に五百文、三百文、二百文、百文等あり、價格と共に順次其形狀を小くせり

藩札の行方

△反古となる　徳川幕府の時代に諸國の藩で發行した藩札と稱するものがあつたが、明治四年廢藩令と共にその通用を禁止され、同時に明治政府の手で新に發行した太政官札と引換られたのだが中には引換を紛ずして全く反古となつて了つたのも少い額ではなかつた、かくて政府の手に引揚げられたものは燒却され民間の手に殘つたものは何日しか屑屋の手に落ちて澁紙や襖の地張や漉直しの材料にでも用ひられたものと見え年を經ると共に殆ど其姿を見かけなくなつた

△反古が寶物　星移り物替はり明治の世も段々進んで二十四五年の頃には何人も藩札のことなどに氣を留むる者もなく殆ど忘れられて了つて居たが、時勢一變して二十七八年の征清役が濟むと其當時まで東洋の一貧弱國とばかり見くびられて居た我國が俄然として列國から其實力を認識され始まると、今度は諸外國の政治家や學者等は今更の如く我國の文物制度や史蹟に就て諸方面から研究をするものが多くなつて來て遂には舊時代の紙幣や貨幣までが外人の手で集めらるゝやうになつた、現に其當時或獨逸人が京都にやつて來て寺町の一骨董店の隅に藩札の束が塵にまぶれて居るのを見出し其中から五十枚を百圓で買取つて歸つたことがある、こんなものを高く買つて何うするのかと聞くと自國に持歸り博物館に陳列し公衆の展覽に供するといふことであつた

福知山藩の五文札

價の少きだけ形も縦三寸二分横九分の小形にして紙も極めて粗末なり

△古泉家の蒐集　當時我國にも古泉會が組織されて居て全國に七八十人の會員はあつたが、藩札の方に手を着けて居たのは備後の故人高橋圭介氏（沼隈郡松永村の人）のみで其他には一人もなかつた、ところが右の獨逸人が京都で之を買收した話が傳はると古泉會員や其他これに趣味の近い人々等が、爭ふて又藩札の買收にかゝつた、當地の前田惇氏（天王寺南門南へ入）なども其中の一人である

△蒐集の困難　蒐集に着手して見ると却々思ふやうには行かない、それはその筈すでに紙屑となつて散亂して了つた上に二十餘年の歳月を經たのであるから何處の何人の手にあるものか更に見當が着かない、いろ〳〵傳手を求めて蒐集に力めた人もあるが埒が明かないところから前田氏の如きは到頭全國の行脚と出かけて北は北海道から西は九州のはてまでも前後二三回の大旅行を企てたさうである、かくして昨年の春までに三千幾百種の藩札と四百五十種ばかりの私札類を寄せ集めて、今では全國第一の藩札所有者となつたさうである、氏は其中を割て百十餘種を當地の圖書館へ寄附し、最近又博物場の美術館や天王寺の生産博覽會などへも珍稀のものを出陳して居る

花房藩の六百文札

縦四寸、横一寸三分、銅板を以て印刷しあり

△重なる所藏家　前田氏の談によると今日全國を通じて百枚から五百枚位迄の所藏家ならば大分あるが千枚以上を所藏して居る人となると指を數へる程しかない、前田氏に次で多くを持つて居るのは東京の澤京次郎（日本橋區堀留町）大阪造幣局の佐野英山兩氏が約二千種、岡山縣兒嶋郡宇野村の水原岩太郎氏が約千五百種、名古屋の堀田秀雄氏（海東郡佐織村大字小津）が千二百種、東京陸軍藥劑官村田康太郎（芝田村町）並に京都の織物商片岡安之助（上京區下立賣上る）兩氏が千種内外位のもので、帝室博物館には千七百餘種を藏して居る

熊本藩の百目札

縦六寸四分横四寸三分の大札にして光澤ある色紙様の合せ紙を用び居れり

△價格の騰上げ　もと〳〵多くもあらぬ殘札をこれらの人々が殆んど引張り凧の姿で寄せ集めたゝめに、最初は三厘か四厘で手に入つたものも今日は大抵百倍以上の價格を唱へて居るさうで、就中かの明治初年大阪爲替會社の手で發行した貿易用兌換券の如きは僅か七八錢で手に入れたに拘はらず其他に見つからないと見ゐて最も同好者間の垂涎する所となり今日は七八十圓を出さうといふものがあつても所藏者は之を讓らないさうである

△藩札の種類　いろ〳〵の藩札の一手に集まつたのを並べて比較して見ると、其當時に於ける藩主の氣質の差や地方の文野の程度が何處となく現はれて居るから面白い、概していふと關東地方のは簡明に出來て居るが東北地方のは粗野で北陸となると印刷を用ゐないで書き札が多い、之に反して近畿から中國地方のになると頗る緻密な印刷を施したのが多い、四國に行くといろ〳〵と意匠が凝してある、九州は一般に簡單であるが中にも鹿兒嶋藩の裏面などは只一ツ判が捺してあるばかりで熊本藩のは圖拔けて形が大きい、而してこれらの藩札の用紙は主として其地方々々に産出する材料を漉込んで作つたものださうだが、製造にもそれ〳〵また巧拙がある、聞けば寶塚の東の名鹽村といふ處は當年專

櫻田騷動（禁轉載）

眞龍齋貞水講演
社員速記

第百二十七席

後へ殘つた二人の侍が 侍「コリヤ貴樣何の惡い事を致した 治「旦那、惡い事を致したのぢやございません、彼の御方に打擲まつたのでございます 侍「馬鹿を云へ、エ、兩刀を手挾んで、スワ事ある時に天下の大亂を鎭めやうと云ふ武士が、理由のない者を是へ伴れて來る筈がない、白狀すれば助けてやる、貴樣折角いきて居るもの、今こゝで捨つべき生命であるまい、ア、助けて遣るから其仔細を云へ、實は貴樣を斬て了はうと云つて申し受けたのは助けて遣り度いと思つたからだ、サア有体に白狀しろ 治「有り難うございます 侍「そりや事情を云はなけりや、吾吾助ける譯にいかぬ、ナア ○「然うだ貴公の云ふ通りだ 侍「何う云ふ事情で此處へ伴れて來られた 治「イヤ何う云ふ事情も斯う云ふ理由もございません 侍「ナニ事情もない……事情のない奴が此處へ伴れられて來る理由がない、何事かあるだらう 治「爾う申しますれば白銀町に京屋淸吉と謂ふ紺屋がございまして、其家に近頃若い者が來て居りますが、何うも是が水戸言葉がございますから、今詮議の嚴しい水戸の浪人ぢやないかと存じましたに依つて、其處の家の職人を喚びまして、段々容子を訊く爲め、鰻屋で御馳走

務の御用向の事を取調べて居る内に、蕎麥屋の出前持が用のある人があると云ふから、出て參りますと、彼の三人の御方にふん擱つた譯で、此處まで伴れられて來られました、途中は猿轡を掛けられまして、啞鳴ることも出來ません、此處へ來て猿轡を取つて下さいまして、口が利けるやうな譯でございます 侍「大方そんな事だらう ○「ア然らばなにか、近頃水戸の書生派と天狗派と二派に別れて居る、其天狗派の人だらう 治「左樣かも知れません 侍「貴樣どこの者だ 治「エー神田お玉ケ池に居る治平と申します手先でございます 侍「やはり町奉行與力同心の手先を働くので、左樣な者を召捕らうと云ふんだな 治「マア然うでございます 侍「ム然うか、イヤ大分是まで貴樣等の手に掛つて侍が難澁した者があるだらう 治「イエ私などは一向そんな事は致しません 侍「爾うは云はさぬ、確かに行つたに違ひない、一体貴樣此兩腕が利いて居るに依て、是で人を縛るとか捕とかするのだ、以來そんな事の出來ないやうにしてやるから覺期いたせ……サア貴公、此奴の腕を一つ叩き折らう 治「イヤそれは御勘辨下さい 侍「何を云ふ」いきなり持て居つた木劍で、右の腕をひつ叩く「アッ」と云ふとポキーンと折れた、すると又一人がスポーン左の肩口を打ちましたに依つて「ムーム」と云ふと氣絶した「サア行かう、此位で宜からう、明日になれば息を吹返す「ズン／＼行つて了ふ、野郎翌朝氣が付いて、ウン／＼唸つて居る、すると其

りまして、職人が皆早出に出掛けて往く今四五人の職人が護持院ケ原を通ると、唸り聲が聞える ○「オウ金太 金「何事だ三吉 三「妙だな 金「何事だ 三「變な唸り聲がするやうだ 金「ム、何者だ往つて見やう……」 金「イヤ松の木の根方へ、何人か縛られて居る 三「容子を見ろ」と此職人は寒いから頰冠りをして、遠くから見ると 金「オイ如何だね、彼奴神田のお玉ケ池に居やがる治平と謂ふ手先ぢやねえか 三「然うだ／＼ 金「彼の野郎ひとつ酷い目に會はして遣らうぢやねえか 三「何者だか知らん見ろ 金「あの野郎の御蔭で己の所の親分が三日牢の中へ叩き込まれた時、あの野郎へ金子を十兩つかませたら、直に下げてくれやがつた 三「牢へ入つて來たのか 金「イヤ牢までは行かん行かねえけれども、八丁堀の大番か何かへ引張られた 三「然うか、己も彼の野郎に遺恨がある 金「然うかね 三「此前松兄イの處で、内會を催した所へ踏込まれて逃げた時、引窓から墜落て、千住の名倉へ通つたこと二月、あれが爲め何の位己の所は違算が出來たか知れねえ、其遺恨で忌々しくて堪まらん 金「マア待ちな、容子を見て眼が見られるか見られねえか訊いて見やう……オウお前どうしたんだ

小學讀本の文章（二）

▲又卷の二の第六課に「兄さん、この川に鯉がゐ
ますか。」「こんな小さな川に鯉はゐません」とあ
る。これは事實問題だが小さい川だからとて鯉
の居ないことはない。察するにこれは東京標準
の想像話だらう

▲同第十一課に「夕方」と題して「もう日がくれ
ました。おばあさんは火をたいて、夕飯のしたく
をしてゐます。おぢいさんは馬にかひばをやつ
てゐます。おかあさんは井戸ばたで水をくんで
ゐます。おとうさんはまだ歸りません」とある、
何うしても裏長屋式で下等社會のぞんざいな趣
味である、おとうさんおかあさんと云はせる家
庭ならば「ゐます」「歸りません」とは云はすまい
「ゐます、歸りません」に釣合せるには「チャンが
おツかアが」といふ方が相應しからう、三歲四歲
の子供ならばともかく學齡にも達した者にこん
なブチ疵な言葉を使はせる家庭はあるまい、縱
しあるにしても摸範とすべき嗜みのある家庭で
はないと思ふ、要するにかゝる文章は下流社會
の趣味を高める功能はなくして中流上流の趣味
を墮落させる傾がある、吾輩は決して遊ばせ言
葉に臨宮するものではないが兎に角かゝる雜
な混淆式、鼠色式、成上り式の文章には感服す
ることが出來ない

▲右の文から五六枚進んだ所に「オカアサン」と
題して「あかんぼの時に、だいて乳をのませて下
さつたのはどなたですか。……着物を縫つたり
洗濯したりして下さるのはどなたですか。それ
はおかあさんです。おかあさんは私をかはいが
つて下さいます。」とある、かうあれば始て主格
の「おかあさん」にも釣合ひ子供相應の敬意も表
はれて結構である、さるにても此處では「下さい
ます」といはせて直ぐ其前に「おかあさんが……
ゐます」は何うしたものだらう、若しいづれとも
正しさすれば何處に調和點を見出し得るか

▲同第十七課「天神サマ」と題した文の始に「こ
れは天神さまの御やしろです。こゝには梅の木
が澤山あります。もう花が咲きはじめました。白
いのも紅梅もあります。」とある、こゝを子供が
まだ學校で習はぬ中に讀まして見ると、何の躊
もなく「白いのも紅梅のもあります」と讀んだ、
二三度反覆させて見るに同じく「紅梅のも」と讀

同私札の切手は自字で以て金高を
ある。これは公私を通じて他に例が
といふ語である。明治十年の役に西
手で發行した紙幣の如きも好事家の
珍重されて居る。こゝに掲げた
に麗額はまだ〳〵澤山あるが多くは
クチヤになつて居て鑑賞に堪へる
少い

大阪爲替會

らこの藩札の製造を引受けたものださうだ、藩札の外に又商人の手から發行したいろ〳〵の私札がある、魚の切手、米の切手、蠟燭の切手、材木の切手などいふのが其類で、河内西浦から出た一匁丁銀の共同私札の如きは白字で以て金高を記してある、これは公私を通じて他に例がないといふ話である、明治十年の役に賊軍の手で發行した紙幣の如きも好事家仲間に珍重されて居る、こゝに揭げた寫眞の外に種類はまだ〳〵澤山あるが多くはモミクチャになつて居て寫眞に撮れるのは少い

大阪爲替會社の貿易用札

この札は明治二年九月民部大藏兩省より世上融通のためなりとて通用を布達せし大阪爲替會社發行の金銀預切手なるものにして百兩券、五十兩券、十兩券、五兩券、一兩券の五種類合せて二百十三萬九百五十兩を發行し明治六年末に至り其通用を停止したり、古札中最近のものなれども今日は殘札少しとて一枚七八十圓の高價を唱へ居れるは即ちこれなり縱五寸五分横二寸七分の厚紙にて作れり

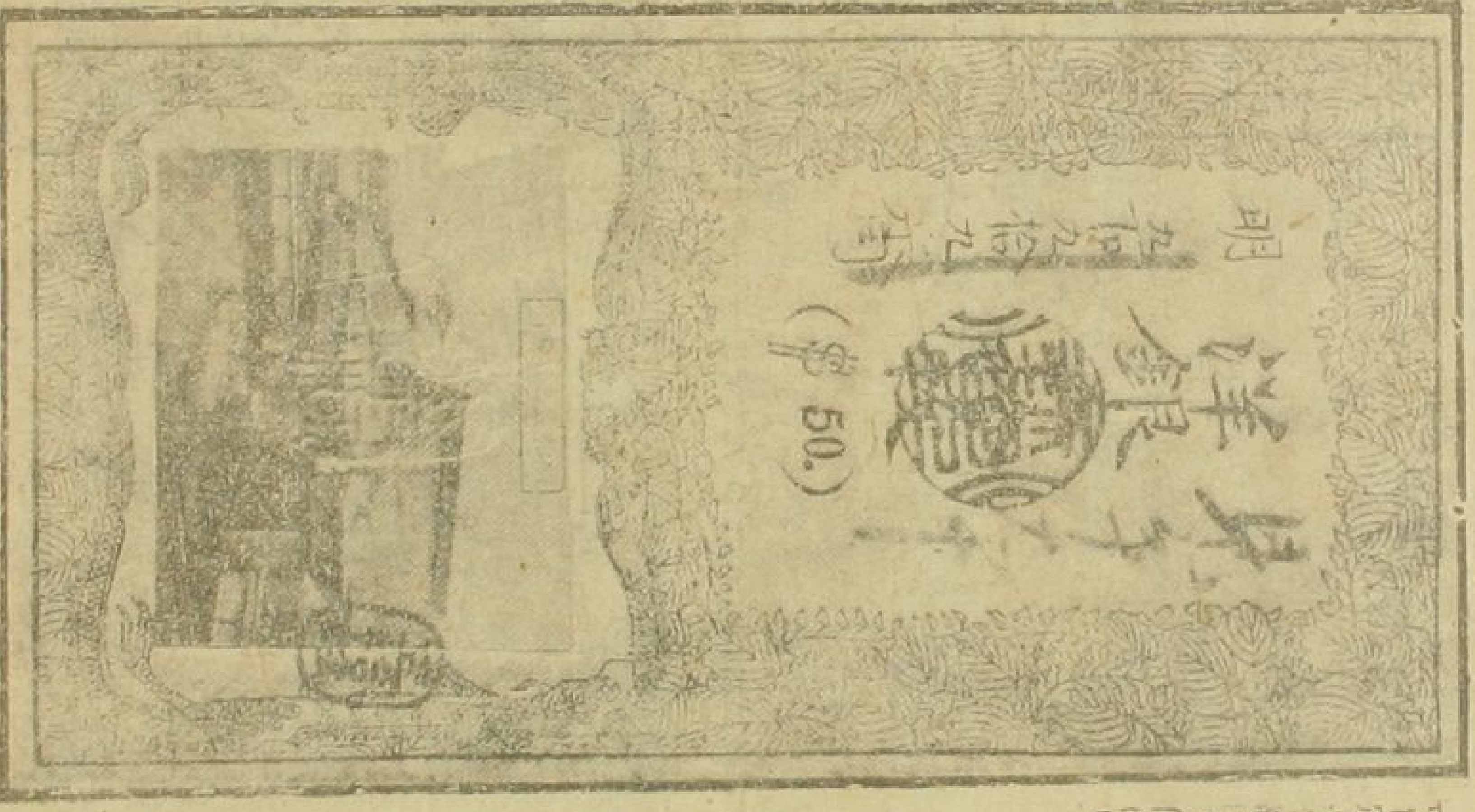

であつた婦人の月經が、突然起つた精神感動のためにハタと停止するやうな例もまた少くない

○以上の事實は今日は生理學や病理學上から容易く說明し得らる、普通に有觸た現象で敢て異とするには當らないのであるが、之に依つて見ても精神作用が身体に對して如何に顯著なる影響を及ぼすものであるかを知ることが出來やう

說明し難き事實

○然るに他の一面には又我々今日の醫學者の智識ではまだ說明の困難を感ずるやうな事實がある、かの……

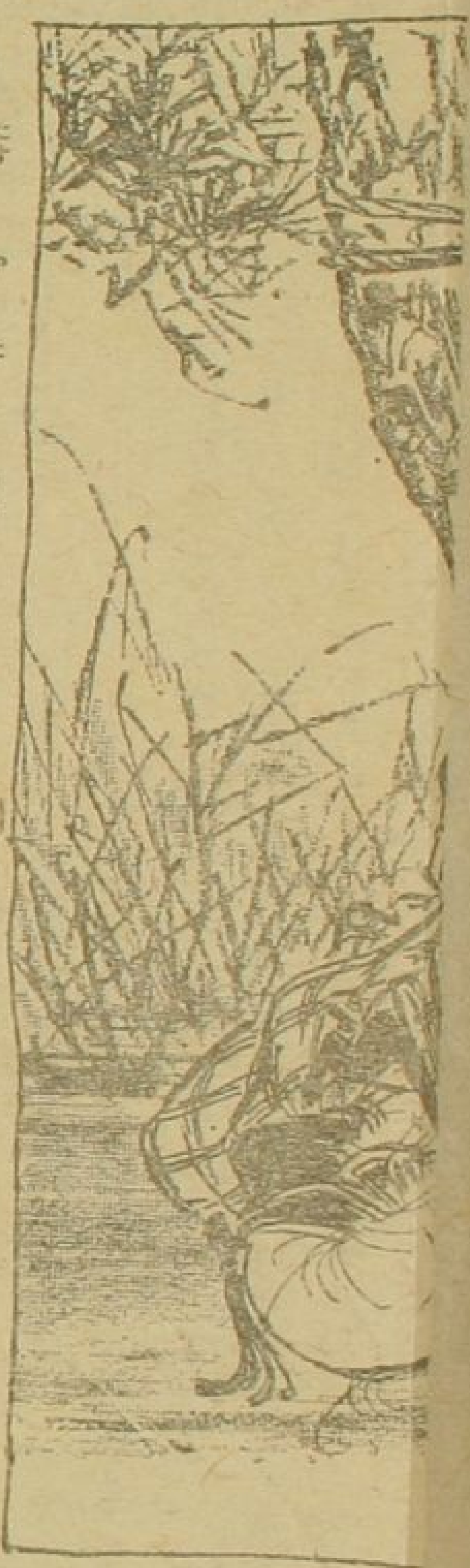

たのは助けて遣り度いと思つたからだ、サア有体に白状しろ 治「有り難うございます 侍「そりや事情を云はなけりや、吾吾助ける譯にいかぬ、ナア ○「然うだ貴公の云ふ通りだ 侍「何う云ふ事情で此處へ伴れて來られた 治「イヤ何う云ふ事情も斯う云ふ理由もございません 侍「ナニ事情もない……事情のない奴が此處へ伴れられて來る理由がない、何事かあるだらう 治「爾う申しますれば白銀町に京屋淸吉と謂ふ紺屋がございまして、其家に近頃若い者が來て居りますが、何うも是が水戸言葉がございますから、今詮議の嚴しい水戸の浪人ぢやないかと存じましたに依つて、其處の家の職人を喚びまして、段々容子を訊く爲め、鰻屋で御馳走して侍が難澁した者があるだらう 治「イエ私などは一向そんな事は致しません 侍「爾うは云はさぬ、確かに行つたに違ひない、一体貴樣此兩腕が利いて居るに依て、是で人を縛るとか撲とかするのだ、以來そんな事の出來ないやうにしてやるから覺期いたせ……サア尊公、此奴の腕を一つ叩き折らう 治「イヤそれは御勘辨下さい 侍「何を云ふ」いきなり持て居つた木劍で、右の腕をひつ叩く「アッ」と云ふとボキーンと折れた、すると又一人がスポーンと左の肩口を打ちましたに依つて「ムーム」と云ふと氣絶した「サア行かう、此位で宜からう、明日になれば息を吹返す」「ズン〳〵行つて了ふ、野郎翌朝氣が付いて、ウン〳〵唸つて居る……

しあるにしても換骨奪胎すべき嗜みのある家庭ではないと思ふ、要するにかゝる文章は下流社會の趣味を高める功能はなくして中流上流の趣味を墮落させる傾がある、吾輩は決して遊ばせ言葉に謳喜するものではないが兎に角かゝる雜駁な混淆式、鼠色式、成上り式の文章には感服することが出來ない

▲右の文から五六枚進んだ所に「オカアサン」と題して「おかんぼの時に、だいて乳をのませて下さつたのはどなたですか。……着物を縫つたり洗濯したりして下さるのはどなたですか。……おかあさんです。おかあさんは私などはいかつて下さいます。」とある、かうあれば始めて主格の「おかあさん」にも釣合ひ子供相應の敬意も表はれて結構である、さるにても此處では「下さいます」といはせて直ぐ其前に「おかあさんが……ゐます」は何うしたものだらう、若しいづれかを正しさすれば何處に調和點を見出し得るか

▲同第十七課「天神サマ」と題した文の始に「これは天神さまの御やしろです。こゝには梅の木が澤山あります。もう花が咲きはじめました。白いのも紅梅もあります。」とある、こゝを子供がまだ學校で習はぬ中に讀まして見ると、何の無もなく「白いのも紅梅のもあります」と讀んだ、二三度反覆させて見るに同じく「紅梅のも」と讀

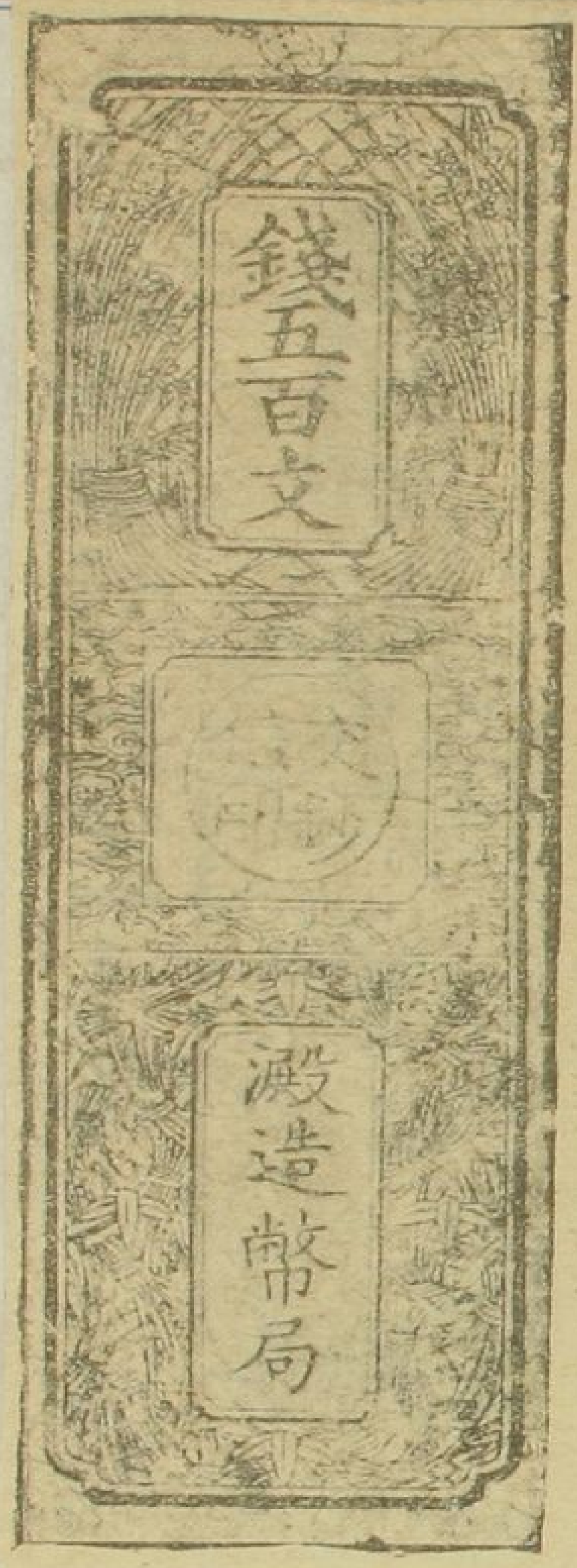

淀藩の五百文札

縦五寸横一寸五分の仙花張り、敢て珍札といふにはあれねど、造幣局の文字が面白し、既にこの頃より用ひたるものと見ゆ

平戸藩の一貫文札

縦五寸五分横一寸六分、裏面には銭形に平戸通寳の文字も見ゆ

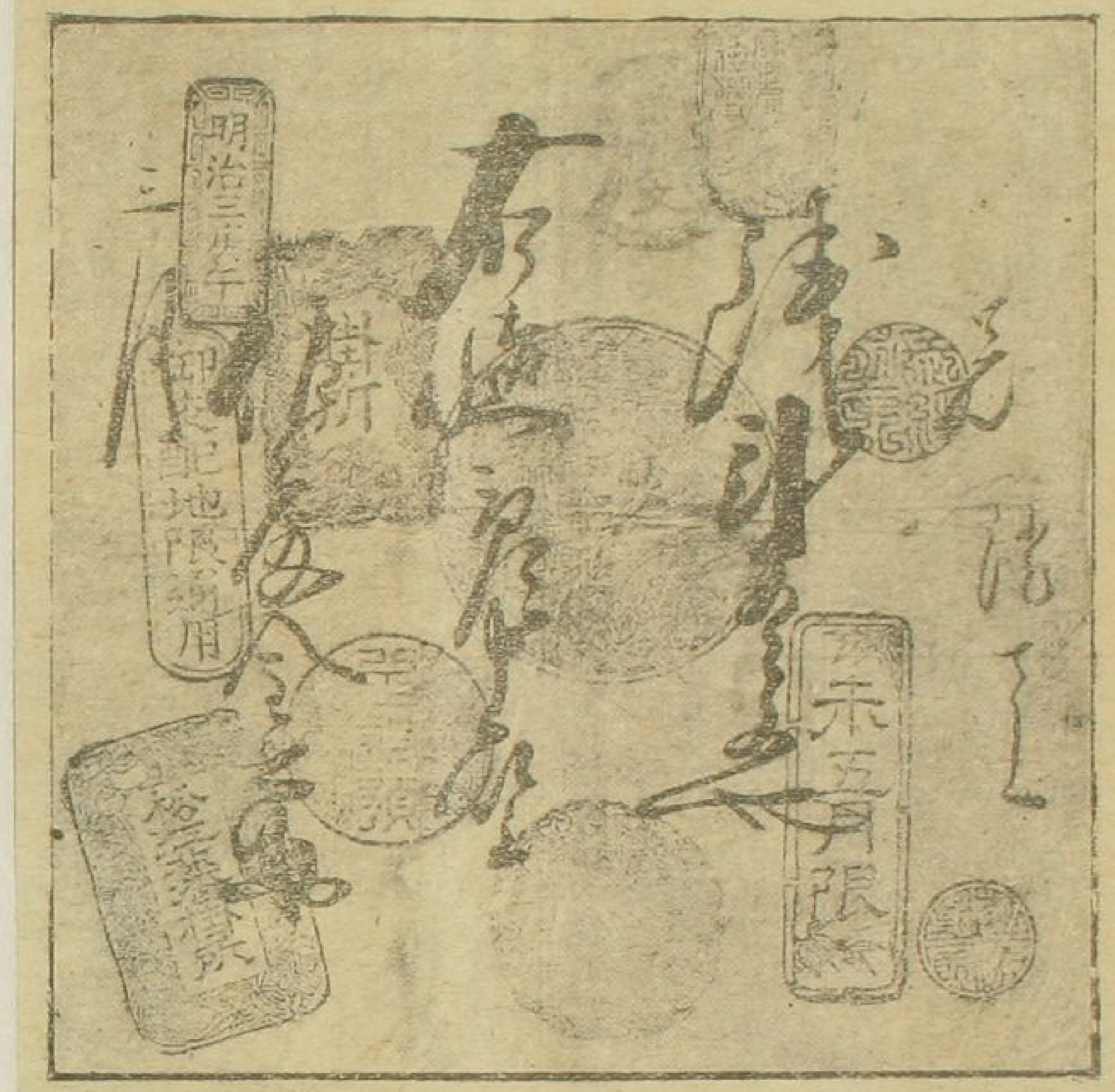

松江藩の二貫文札

縦横四寸六七分の薄き杉原紙な用ひ中に力の字の透しあり
別に百貫文五百文三貫文一貫文等合せて五種類な発行せり

花房藩の米代札

米代錢六百廿四文の文字珍し、裏面に「入用之節此切手ニ引替可相渡候」「花房藩會計局」とあり珍札なり、縦三寸一分横一寸二分

備中岡田藩の三厘札

縦三寸横七分五厘の小札にして福知山の五厘札よりも尚小なり

○早稲田図書館の創業の際余ハ専ら採集をつとめたる図
書の中にハ稀覯のもの多く中には来歴のこと入りたる
ものあり且採集に非常に労したるものもあり貴重書と云ふべき
ものにあらずとも珍らしきものもあり此等の図書を採
集するに當ては一々切れたる印記にも理解
さるべきにあらず兎角図書の趣味を単に内容のみに求め
たるにあらず其書に附帯する種々のことによりて趣味をお
ぼゆること多し例へば一片の箋題と云ふも其筆者と
云ひ一個の印と云ふも其の藏者より傳はりたる
内容以上の趣味を有するものにしてこれ等のことは真に
図書趣味を有し其書を玩賞したるものにあらざれば
知し難きことと言ふを俟たず然るに図書館に奉職を

執る者とはただ數多の冊を扱ふにのみ忙しく機械的に図
書を取扱ふにすぎざれば趣味などを玩ぶ暇もなく能
はざるものなりしかるに余は幸にして閑地に在りて思ひのまま
珍書部類を出し示すときは常に余不
在のときは何も出し得ざるなりいつも貴重書の
若干の図書を出すにすぎず然し館長に於ても
是をよくせられたることにつきて余自
身も之れ等其他に觸れたるにはあらずして其
物に觸れても忘れたることもあり僅に其他の書目の
やうなる物を記し記臆を新にする様に
也新たに得たる折角苦心して採集せるもの
の真價を全く没却する様の事あらバと危ぶ

学校退の後に寄つき幸ひ大西桂秀の図書趣味
あると耕地の為に何する為さ行かうちに境遇に居られ
利用して半歳まで其事に患らしたしかるに
説明しても書にも然るにその中に積もれ出る稿本なりと
なり勿論此の図書に所謂硬稿のことも軟稿の如
きも一切取らさんとまでもなうまでも手をつけざるところ優る
せるを遂く他の方面に補はんことを希望するんともでき
全部に及ぶこと容易の業にあらざる也
図書の採集するつき此比諸書の新く諸家の珍籍を有
き留めて置きしこと〇あるべく又ちこんな事に此の書籍
の巻数とも之をすべきことであるが此比前記の如き書よ
り数万冊の随筆中にも識する書き抜き尽き

何日計りも小冊子五六冊をつくり一々図書小識〇
と冒し一々過眼録と冒し当に近く書き抜きし塗滅
なし校ゆんことを希望す蓋し図書館に於て其れ
と係るくもありて肝要なりと思惟するの所なり
○早稲田大学の大典紀念事業たる研究室と
図書館を改造するの大建築あり閲覧室の構造
既に専門的なりし上に研究室も其目的に於て始めて此個
の手本も無きことにして技師の頭脳を煩はすの大
設計なり最初資金募集の紀念に添ふて印刷
せし設計図も草卒の際一時間に合はせたるものなり
ならざりしもとより之を可としてあらざりしが追
々細目に入り先づ閲覧室並に図書館附属の

各室に就て熟査せしにても鉄丁甚た多きを認めたり且つ一閲読室を四階上階下に設くることなれは即ち不便を備ふることすくなからず階下の閲読室の丁形なるゆゑ書庫の位地をも割出しなる地形上にて之を得すとはいへ些と視上不便の形なりし事務室とのことき殊に然ものなりとそあるの仕来りし此等の不便を除く方法を講しける結果総坪数百五十坪位を増すますとなり形て丁形ゟ既然遂する能はず従つて金と書庫を成る位（且く称すること）はいを得すとなす試に新稿案を計上せしもなし又初めに二案ならるべしと提出のこなき弁まるへき二案因って見とまんは寧ろ改良すへく如しかずとなせしかされ

精細に亘り調べて見れは五六千円もあれは満足すへしとなすにつき従りて書庫を或る位（且く称し）閲書館の設計をなり直さも然る結果に漸く丁形となせしかれ形のことくものを初めて得ることとなり又坪数も殊に増加を要するまゝ書庫も幅を拡張する外三層を五層となすの最初設計のまゝ幅りに幅の倍張するの上ならは約十七萬程もあれは二層三層に十五六室の研究室をも採り入れしに出来るも漸く等なれとも尚ほ研究を要することも甚た多し列庫此種の建築設計案は如何にも定まるへきやはらす全く設計研究にかゝるも数月を要すとなもし実際のは其の日なるも殊に世界戦乱

の影印本を学はゝ書の集成古しく臨書の手
柄多き建築するも不利なるべし研究と
充分の時間を費しても可也一帖を通して不便を感ずる
こと僅かなる不利あるも容易なる事なし（二月廿三日録）
○前文未竟を續けて自身を以て述ぶ 自藉翁書帖
を蠅し得るに直ちに告し 此帖藉翁の書を臨書
の反面七通を前の当居と印譜二張を收め 開せ
寛一山の臨書其ほか法橋何某持参し
銘ある、中間瑞圓沈石田を臨したるもの二張あり
他に自己の物也 貫名家蔵の反面中のものなりや
知るべし 余先年京都に游ひ得たる 其に活居の
反面五六十枚を獲たり 其し 此帖に收めたるも

●類也唯この此帖収めたるものを選択せんを提き以
りと見るしく晩年気骨を見るの書なりて無数
紙帳と遂に藉翁の神髄此帖と依て見るべし
翁の門人小林卓斎快手なるに致しを用く
帖中臨本三日峰又一頭三首但為藉から
先生晩年に行本宮と不甚奇而風其て
書に縦游之如自在筆墨ありて賞鑑之妙
奏法一之云 明 庚辰之十月 卓斎先生署
またそ其言のかし各家に印の捺しあるを後捺
言ふ所なし但し帖届と印譜を收めたるとうた心
●印譜未知る書家に来めたる譜を帳るあり
捺したることを歴視する 此の印譜を六此帖と一種の

光彩を副ふるものにしてあらざるにあらざるなり
高木順次氏は此帖を編纂し以て非売品と
なす余諸氏の隆情に之れを見て食指甚だ
動く而して非売品と云ふを以て敢て売らん
ことを求めず、須らく順次に意を覚すを決す
余の序理を充す所以也　大正五年二月廿三
日

○大隈伯近年健康勝れず舊臘其風邪に冒され爾後の趣
き而して時政治的に急しく静養を許さん例の元気
も國家の艱難を目し辛く堪え[illegible]為めに治
し得べき風邪をもこじれて熱を解くこと難
し醫師に少しく轉地せよと勧めらるも回復もせずとある由

前文し振りの伯を訪ふ者常に十七八の客あり伯も
例のことく大勢を相手に論説例のことく高き熱氣
あるべのことく元気かはらず余久闊を叙して病を問ふ
伯曰くどうも風邪の熱が解けぬのが少し困る併
し少し死なぬと笑ひ且つ曰く熱の抜け次第直に
御来会をなすまでもなくゆかんと起ちて握手一禮し自
動車に乗らんとして音高く出る余感激すること深
し
○坪内逍遥に贈らんとて小匠に嘱し印の逍遥
或は小羊と云ふ羊を象形に見て小字を二顆より
取らんと擬す而して小匠の刻終るに意の如くなら
ず小と象形の羽を去羊（光生も）全の所を刻して

る印章しのぬく調和せず、二たび
ここに改刻せしめ更に満足を得
さるに当り此に識す
趣海に在る寓居にて記る

大正五年二月廿日

小羊

○大典記念京都美術協会展覧会の出品又は大阪に於ける
客あり時々大阪図書館に於て松坂屋の依頼の
遺墨を陳列しけると云ふをゆるし元都阪にて
井貫一を招き以て其の重なるものを一覧せんことを
求め数点寫眞を得たり

一 秀吉木像　一基

厨子入　益田男爵

高臺寺の蒔絵厨子高さ約壹尺二寸外部
菊桐蒔絵散らしの高臺寺蒔絵にて内部
梅散らし木像関白の衣冠束帯にて束元
彩色も剥落す眼は硝子板の如く嵌入
したる眼光烱々人を射る厨子の裏に
文禄二年と記しある由なるも不明なり
寺蔵什物なりしと領つる

一 北野大茶湯高札　益田男爵

杉の厚き板を用ひ形左の如し両面に
縄にて墨書の文字あり細字

二十数ケを積書す第二行ニ曰く
秀吉公数年求置き詠草備へ之条

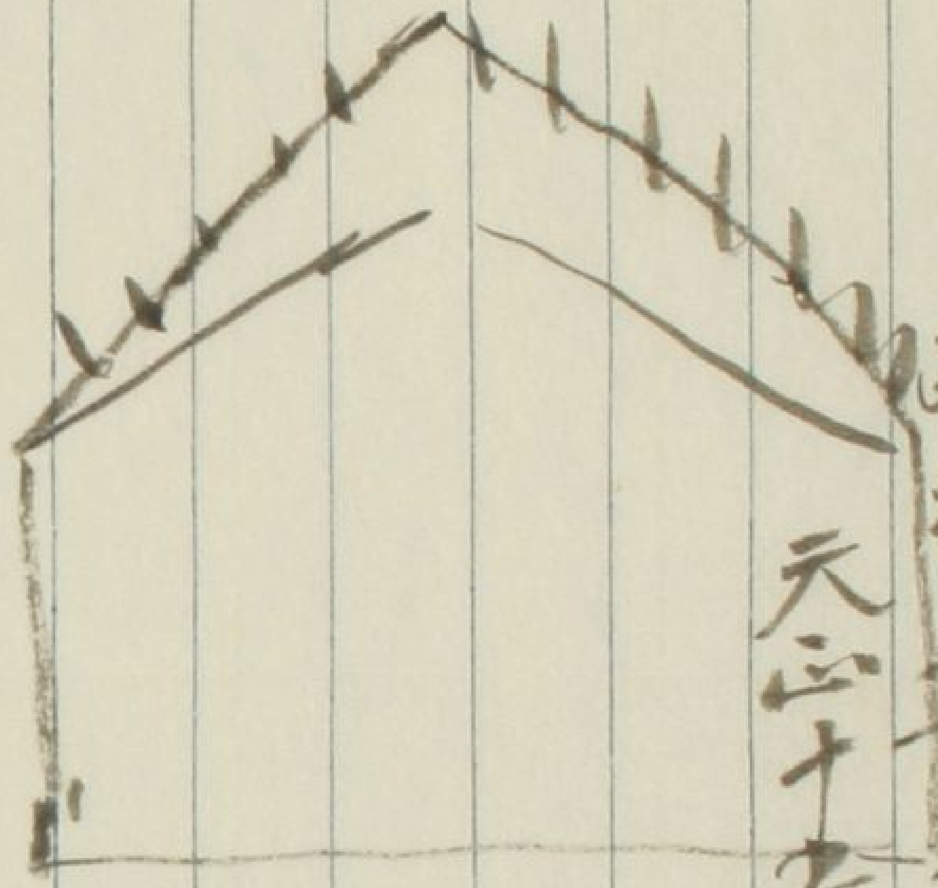

迎と次第七兄弟書也
天正十三年八月
文云一々讀之畢
羣書数徑に一部合
ケあまも文言異同
有之と録置候

一 大政所庭余祈状
文書の数多々き内不思おもしろく比せしむ
住吉神社蔵

此祈状其文ニ云く
従以全儀三年不然ハ二年定て不成
八三十のりとも愚（此字不明）に思ひ、
為大政所取煩為本服ニ為寿命加増万石
てしつゝ条々御祈祷に頼み入りて也
六月廿日
花押
檀紙のぬき紙にて二ツ折ニ書し所そのまゝ也
六月廿の五天正廿年六月廿の也大政所之
祈祷の事より七月上旬相逝去あり
秀吉公のぬかれ田領を祈りて切りまゝしめ
之為々書を見ても推し得べし

秀吉の文書北條氏直へ朱印を捺す而して
これ花押あるをもてゝ特に新鮮のこと
推すること能すあり
為り神祇をもて陸し一紙あり
文禄三年の朱印あるも貳千六十石物
いろ〳〵学あり巻子落すべし

一消息一通　上野殿　一花
此印章後両の仕置のことを云て
し要なる事あり両様の印大政所
のものなり条ずけとして殊に後味ある
〔…〕

一消息一通　同上　一花
さいゑよりの文
をこやしるもとあり
小早川書二枚とてゝる大閤より
此書簡文にも云ふ真味あり
大閤北月の印刷の刀に紫朱を贈
られたるを謝したる書状にて朝鮮
征伐のことを云へし而分地勝して
て着用するなんと云ふ四九月
民明らか攻入る高麗国気を示しあり
文中にうらゝい日二三ヶ所あり
ちの字書損すり秀公の書きこ癖と

又いはく
本香誹(?)に言聞(?)せ給ふ事あるよし段ことを
ちかきみぎり内実(?)紛(?)能神(?)妙尊(?)謂
ニ雅(?)りなりしと覚しく日比の身
体の健(?)なる壮健なることをくわし
くての強弱をさとし給ふ利休の茶
をあてゝそれに文字書ニ書中
なあり

一 秀吉遺墨壱通
秀吉公御(?)款(?)書印
花押(?)款のこそあり

西成印
瑞光寺蔵(?)

初めに花垣つくり候の見図あり
次に印花の書通のみ
次に硯のみ
本(?)以に○銭のみあり
横(?)候の書通海花に置(?)候式なりと
思はれける
唐人異人に譲りたる日本人に
秋つき羽うちは持つ
などの書通の注文書に記して見ゆべし

一 清正壱通
奉書一枚なれどのこそあり

右所蔵(?)
長吉神社蔵(?)

淀屋（おちやく）氏 そんのより
とありなれも自個の名すゝすべてに文と此
二一気の香きれしあり
此文香依て自在にやうることの也文
字中香影を抱きて一万節出る
も候へ得也てしかしあり
此文字に於て字しを見しことあり
天真流露の味掬すべし
表装裂は婦人の衣服の如きものを用ひ
ある印金また極めて美なることの也

一 秀吉書茶湯目六一幅　植田一昌筆

其切形の所に茶湯六月の書返花具
を一列に書きならべたるもの也
文中とこころにつき其次にていうの者き
しにあり

一 末吉文書
平田古 末吉家蔵
文ニ云
末吉孫次郎為商人渡海仕候事
於何方も其国主可被加憐愍也
天正十六年二月十日朱印
末吉と云ふは末吉船[illegible]に依りて名高き末吉
の一族也 秀公関白とありて四年目此状

の朱印を押してある所以也書中ニ秀吉の異
由所ありし旨のしるさるゝ所也此の御朱
印ニ基づき最上義光の據有せし
旨朱印も同家ニ存したる等史料と
なるべきことの也
此書は僅ニ寛日の二三を経る事也
消息の御文随分いとゝめしきもの
ともなくて又よく擬して世にも書き
なしとの真蹟と見えしかど
右ニ印刷せしを備への参考ニ供
めるなく

大正十五年二月廿六日　於大阪客舎

贈正一位

豐臣秀吉公關係資料陳列目錄

大正五年二月二十五日第十二回開館記念日本館內陳列

大阪府立圖書館

豐公消息	十八日 織栄女宛	壹幅	青木恒三郎君藏
同	十月廿五日	同	石割作左衞門君藏
同 書狀	十月十六日 小出秀政宛	同	稻東芝馬太郎君藏
同 筆發句色紙		同	同
同 消息	十二日	同	飯田治郎三郎君藏
同 書茶湯目錄		同	植田一昌君藏
同 消息	五月六日 さいしよう宛	同	上野理一君藏
同	北政所宛	同	同
同	正月五日	同	同
同 書狀	五月三日 宇多下野守宛	壹通	叡福寺藏
同 書像		壹幅	同
同 書狀	六月七日 友之亟宛 圓通寺住苅田	同	圓通寺藏
同 片桐且元ニ與ヘシ馬具		一揃	寬半兵衞君藏
同 筆三社之託宣		壹幅	春日德二郎君藏
同 書狀	三月十三日	同	片岡正一君藏
同	十月廿日 蜂須賀彥右衞門宛	壹通	片山行次郎君藏
同 寫	(天正十年)十月十八日 齋藤玄蕃允、岡本太郎左衞門宛	屛風壹枚	金井治郎君藏
征韓軍注進狀		壹卷	同
豐公知行宛行狀	天正十三年五月廿日 小出小才次宛	壹通	同
同	文祿四年八月三日 小出大和守宛	同	同
小出秀政書狀		壹卷	同
豐公寺領寄附朱印狀	文祿三年十二月廿日	壹通	勝尾寺藏
同 書狀	五月二日 安井清右衞門宛	壹幅	川端半兵衞君藏
同 同	九月六日 同	同	同
同 愛玩三五郎茄子茶入		壹器	同
同 作惠美須木像		壹軀	同
同 消息	十一日	壹幅	木村靜幽君藏
同 書發句色紙		同	木村千太郎君藏
同 消息	三彌宛	同	淸海復三郎君藏
同 朱印狀	秀次宛	同	同
同	佐野法印宛	同	同
同 征韓軍人數備書		同	同
同 筆住吉畫贊		同	同
豐臣秀賴筆豐公神號		同	同
豐公征韓軍令書	慶長二年二月廿一日 福原右馬助宛	壹卷	九鬼たき君藏
同 同 人數書	同	同	同
同 書狀	四月十三日 一位局宛	壹幅	光德寺藏
大佛御法事廻狀		壹卷	同
豐公書像		壹幅	同
同 寺領寄附朱印狀	天正十四年七月廿八日 光明院宛	壹通	光明院藏
同 朱印狀	文祿三年十二月二日 觀心寺宛	同	觀心寺藏
同 朱印狀	卯月晦日 同	同	同
同 願泉寺禁制狀	三月九日 願泉寺宛	同	願泉寺藏
同	十月廿七日 同	同	同
同 禁制	天正十一年五月 日	同	同
同	天正十三年三月 日	同	同
同 古橋町禁制	天正十年十月	壹幅	願得寺藏
同 寺領寄附朱印狀寫	天正十四年七月廿八日 顯本寺宛	壹通	顯本寺藏
同 朱印狀寫	卯月十八日 同	同	同
同 寺領寄附朱印狀寫	天正十四年七月十八日 極樂寺宛	同	極樂寺藏
同 社領寄附狀	九月十九日 譽田八幡宛	同	譽田神社藏
同 書狀	天正十二年十月十二日 同	同	同
同 社領寄附朱印狀	十二月二日 同	同	同
同 書狀	三月廿五日 同	同	同
同 朱印狀	五月十日 同	同	同
同	八月朔日 同	同	同
同	五月廿二日 同	同	同
同 書狀	十月三日 同	同	同
同 六十歲書像		壹幅	珊瑚寺藏
同 掟書	天正十八年八月十日 青木紀伊守宛	壹卷	鹿田靜七君藏
同 御葬式之圖		壹帖	同
同 消息	淀君宛	壹幅	志紀長吉神社藏
同 書狀	正月廿二日 長原社家宛	同	同
同 征韓軍令狀寫	天正二十年三月廿六日 秀次宛	壹卷	市東喜之助君藏
同 朱印狀	文祿二年十月十六日 本願寺宛	壹幅	淨照坊藏
同 書狀	九月九日 定專坊宛	同	定專坊藏
同 寺領寄附狀	十月十三日 了願宛	同	同
同 朱印狀寫	五月廿五日 堺十六ヶ寺宛	壹幅ノ內	正法寺藏
(追加)			
同 請取狀		壹幅	鈴木與三吉君藏
同 書狀	(安井文書所收)	壹通	肥田熊藏君藏

同	正月七日 同	同	同
同 同征韓軍輸送令狀		壹卷	白水幸君藏
片桐且元等連署狀		壹幅	同
豐公書狀		同	瑞光寺藏
同 商賣公事免除朱印狀	天正十六年九月廿一日 末吉勘兵衞宛	壹通	末吉勘四郎君藏
同 朱印狀	天正十四年六月廿二日 同	同	同
同 御藏入目錄朱印狀	文祿三年十二月二日 同	同	同
同 朱印狀	四月廿六日 同	同	同
同 書狀	七月十日 平野惣中宛	同	同
同	三月十四日 安井清右衞門宛	同	同
同 筆機織書贊和歌色紙		壹幅	同
同 明服蒔繪木像		一軀	同
同 膳具		壹揃	同
同 商人往還朱印狀	天正十六年二月十一日	壹通	末吉增臣君藏
最上義光黑印狀	天正十六年七月廿五日	同	同
同 書狀	五月三日 末吉孫兵衞宛	同	同
豐公北袋銀山採堀許可朱印狀	文祿二年卯月十二日	同	同
同 同 運上請取朱印狀	同年同月廿二日	同	同
同 年貢請取狀	天正十一年十二月廿五日	同	同
同 書狀	九月七日 末吉平二郎宛	壹幅	同
同	七月十日 平野惣中宛	壹通	同
高臺院黑印消息	天正十五年六月廿日 長五郎宛	同	同
宮內少輔年貢米請取狀	元和三年六月廿三日 末吉太郎兵衞宛	同	同
木下勝俊書狀	十月九日 末吉太郎兵衞宛	同	同
高臺院御用萬控帳		貳綴	同
同 侍女むつ消息		拾數通	同
小出秀政書狀	天正十二年十月廿日 平野庄惣中宛	壹通	同
同	十一月廿二日 同	同	同
豐公大政所延命祈願狀	(天正二十年)六月廿日 住吉社宛	同	住吉神社藏
同 社領寄附朱印狀	文祿三年九月十七日 住吉社家宛	同	同
同 寺領寄附朱印狀	天正十四年七月廿八日 旭蓮社宛	同	大阿彌陀經寺藏
同 諸役免除朱印狀	文祿二年後九月十七日 同	同	同
同 知行宛行狀	天正十六年閏五月十日	壹通	高橋泰藏君藏
同 書狀	七月十四日 兵家左京宛	壹幅	多田見爲三郎君藏
中江左近書狀		同	田中權三郎君藏
豐公消息	二月十日	同	田中楢次郎君藏
吉助邸內豐公休憩亭寫眞		壹枚	垂井清右衞門君藏
泉州南郡山直鄕內尾生村檢地帳	文祿三年	壹冊	辻村伴吉君藏
豐公書狀		壹幅	土田忠藏君藏
同 朱印消息	五月十五日 紀伊守宛	壹通	富樫清兵衞君藏
富田左近消息		壹幅	友淵楠麿君藏
攝州芥川郡富田村御檢地帳	同新屋敷方御檢地帳共 文祿三年	九冊	富田村役場藏
豐公人數召出狀	正月廿八日 宮部善淨坊宛	壹通	長岡義雄君藏
伏見桃山城巴瓦并平瓦		各壹個	中郁亮道君藏
豐公書像	隆高筆	壹幅	名田利兵衞君藏
伏見桃山城巴瓦		壹個	同
豐公社領寄附狀	文祿三年八月	壹幅	難波神社藏
同	慶長三年二月廿一日	壹卷	同
同 知行加增朱印狀		壹通	新川政廣君藏
淺野長吉納米枡并口米令書		同	同
豐公陣中掟書	天正廿年正月 羽柴久留米侍從宛	壹幅	西村龜石君藏
同 書狀	六月五日 中川清秀宛	同	梅林寺藏
同 感狀	八月廿五日 山中山城守宛	額壹面	林茂一郎君藏
同 書狀	五月朔日 昨夢齋宛	壹幅	播本松次郎君藏
同 木像	文祿二年	壹軀	男爵藤田平太郎君藏
北野大茶湯高札		壹基	同
豐公書狀	十二月廿日 湯之山惣中宛	壹幅	堀正孝君藏
同 消息	(天正十一年)十一日	壹通	三田猪太郎君藏
同 書狀	十一月廿一日 增田仁右衞門宛	壹幅	同
同	十一月十七日 善福寺宛	壹通	同
同 寺領安堵狀	天正十八年五月廿日 明教寺宛	壹幅	明教寺藏
同 征韓軍出船掟書	天正廿年五月廿九日	同	妙國寺藏
同 書狀	十月七日	同	同
同 消息	五月 北政所宛	同	森作太郎君藏
同 書像	朝鮮人蘇乙官贊	同	矢西元次郎君藏
同 同		同	豐國神社藏
桃山城瓦		壹個	同

大正五年二月廿六日於大阪府…

○関西狩野寝甚車暖房温度高きに失し乗客為めに感
冒に罹るもの甚々多し余も感冒に罹りて已むなく
次ぎ二日猶ほ著衣のまゝ自分の無聊を慰めんが為め行李中旅舎に臥
すこと二日なり行李中の大匣あり、扁中巻致らさる時紀卿
と感じ持ち来る枕中鏡を読み且つ抄す、枕中鏡は西
紀撰家の輯著にして宋元明の雑録並に支那稗史家の
説する所を集めたるものなり此書往年寺西児南余に贈る所なり
時一読を経ずして早稲田の文庫に収めたるが蔵書する
者の誤謬甚多く文意不明のもの少からず而して
田吉は研究に資する所のものなくして唐澗輯録を如き
略ぼ必要の項を窃したる点寒窓無聊を慰る一手段也
（大正五年二月末日記）

○沼壽齋主人を[illegible]庵田を[illegible]同書を恵
る格お目にかけしものなし 昨年出版無能の本
草書刻本あり 清花書印あり 列傳とし格警文錢
格傳寫罷於戲花を 菱屋延壽撮要(玄朔の題跋
刻しあることなけれど 實見のことは 珍らしく覚ひ候
不明(主人愛玩して秘せし)にて借りうけて外に雲遠
七十二候印譜 篆刻を上田秋成の刻にて清風瑣言二冊
を贈られたる 此印譜は寛政元八木内恩の摸刻傳
明治四十三年 京都七條惶の印刷せしものにて 修言と共に時
しあるを初めて知れるを 余此の原本を求めて久しく
得る能はず 此書も又得たし 原印と距離大なりと雖 當時
架中の室を塞ぐ[illegible]近る 清風瑣言は秋成自筆を

[illegible]山階の葛葉神祠 記(葛葉神社藏)

實に歐洲動亂は支那に對する外國放
資を杜絶し支那の資金を要するの情態
切なるあり而して我國は戰亂の好影
響の下に資金豐富を來し今や在外蓄積
貨の處分に困じつゝあるの時支那に
して內亂の發することなく對支政策に
して一定するものあらば自ら其放資と
企業とを刺戟したると疑ふべからず
◎支那が自ら其國を治むること能はず
して騷亂相踵ぐは我が對支經濟上最も
憂ふべき事にして一日と雖も其企業投
資の勢を阻止するは經濟上の損失たる
らざるべからず斯くて支那の內亂が求
亂鎭して歐洲動亂と相伴ふあらば歐洲動
亂に乘ずべき好機會は空しく逸して居
すべきの時を失ふに至るべし
◎地主の說く所言々凱切ならざるはな
しと雖も吾輩は尚我政府をして對支政
策を確立せしめ邦人の安んじて放資と
企業とを得せしむるの最も必要なるを
感ず 地主の言此に及ばざるは故意に之
を避けたるものか(夢赤)

…あれど相場暴落の際消費者側より契
約を破棄せらるゝ事ありては輸入商の
負擔頗る大なるべきを以て今や一般紙
料輸入商等は非常の警戒的態度を採り
て信用ある大會社の註文品の外は殆ど
引受ざるに至れりと

●綿絲輸出の增加

綿花同業會調査二月下旬輸出綿絲高は一…

散出の部

國債利子	四、三九四、二六八
諸會社々債元利及地方債支拂額	六、九九九、四六一
計	一一、三九三、七二九

甲、資金收納額諸算內譯

一、租稅定時收納額 前年第二期分 田	一一、三二八、一〇〇
一、所得稅第三種 前年第四期分	五、五六四、四九二
一、酒造稅第三期分 前年度第四期分	二一、九五四、七五三
一、麥酒稅前月分	一六〇、八〇九
一、酒精及酒精含有飲料品前月分	六一、九三三
一、醬油造石稅前年第三期分	一、三八六、七〇八
一、自家用醬油稅第一期分	三八六、五七〇
一、鑛產稅前年分	一、一四六、八三六
一、取引所稅前月分	一四一、九〇九
一、通行稅前月分	三四〇、六七六
計	四二、五八六、七八六

諸會社株券及び債券拂込額

一、諸會社株券拂込額	六、六四八、七五〇
一、諸會社々債券拂込額	一、二九一、〇〇〇
計	七、九三九、七五〇
合計	五〇、五二六、五三六

▲備考 諸會社株券及び債券拂込一月末日までに公表せられたるもの之を收納したり

乙、資金散出額諸算內譯

一、國債利子	
一、恩賜公債利子	七五〇、〇〇〇
一、五歩利公債	一、二九八、〇七三
一、第二回四歩利公債利子	一、九四四、一九五
一、鐵道債券利子	四〇二、〇〇〇
計	四、三九四、二六八
一、諸會社新規配當地方債及び社債元利支拂額	
一、諸會社配當額	三、八三三、八〇〇
一、地方債償還額	二〇七、三〇〇
一、地方債利子	六四四、八四〇
一、諸會社々債償還額	三〇〇、〇〇〇
一、諸會社々債利子	八三七、一七〇
一、勸業及農工債券元利	九八一、二七八
一、興業債券利子	一九五、〇九〇
計	六、九九九、四六一
合計	一一、三九三、七二九

●諸會社拂込額 三月中

に於ける諸會社の拂込は一日既に終了せる據
津ゴムの一萬圓、遼北製糖の四十五萬圓、北海…

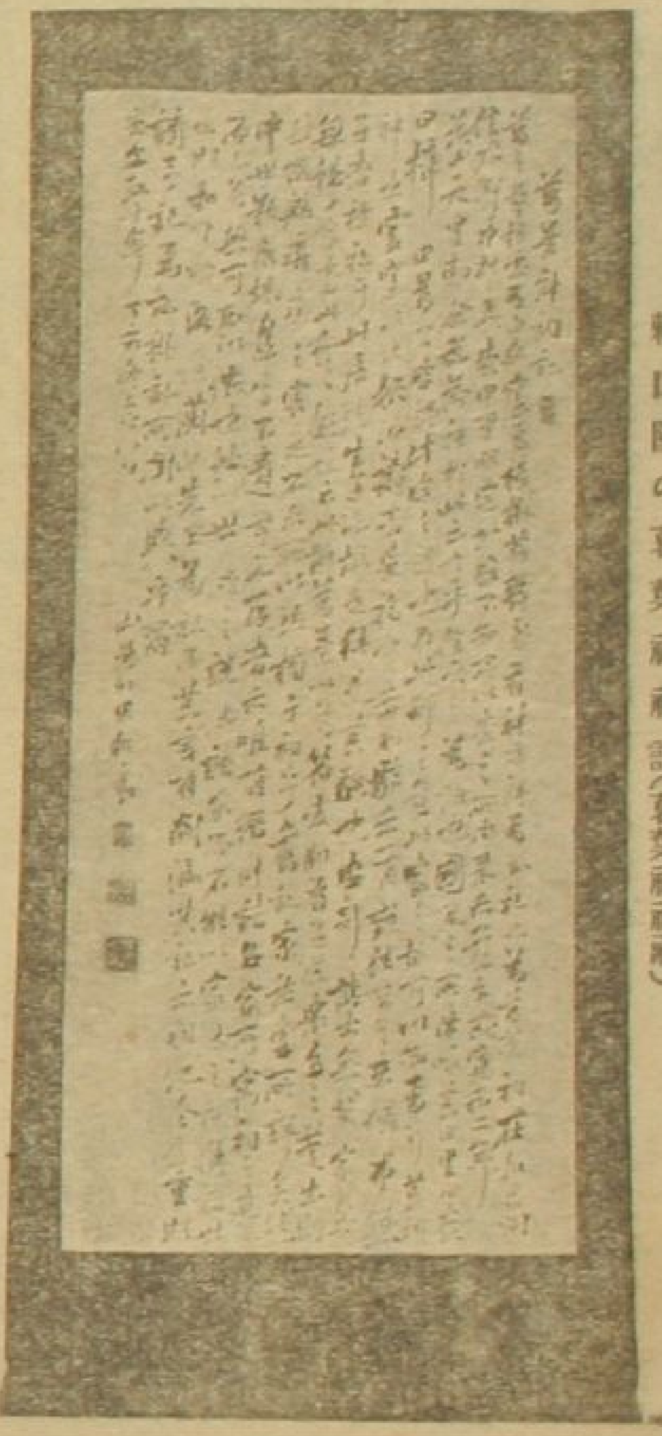

賴山陽の葛葉神祠記（葛葉神社藏）

商工業一般の相談相手を以て自ら任ずる商品陳列所として當然ながら相當に苦心の存するところなりと設計者は語る▲建築材料として機に中央ドームの骨梁に鐵材を用ひし外外壁も鐵筋抜きのコンクリートにしたる本建築は鐵價昂騰の影響を免れ得たるも一般材料の騰貴は多少は請負者の負擔を加へしならん

早稻田校友會

早稻田大學大阪校友會にては二日午後五時より大阪ホテルに於いて近畿校友例會を開きたるが東京より天野新學長市島謙吉氏出席會員の出席者八十名盛會なりきデザートコースに入つて幹事の挨拶に次ぎ天野學長は先般高田博士學長を辭さるゝや不肖その後を襄くるの餘儀なきに到れり顧みれば早稻田大學の今日は頗る多事多端なる時代にあり今後の經營如何は直ちに將來の盛衰に影響し惹いては先輩諸君の遺業にも關係するものなれば余は絶大なる責任を感ずるの立場にあり然れども現在教職員の手腕並に多數の先輩校友諸君の力に信頼せば大過なかるべし校友中有力なる關西における校友諸君が一層の應援を望むと述べ次いで市島氏は母校の諸經營中最も困難なるものは理工科にあり殊に今日までは理工科中應用化學を缺き居たるがこれは經營に伴ふ事にて今日まで止むを得ず延期したるが今度愈々その設立を決定し實施する事となり益々社會に貢獻する所あらんとする抱負を述べ食後閑談の後午後八時半散會したり

救濟事業研究會

當地救濟事業研究會にては四日午後一時より堂島知事官邸に開會昨年萬國勞働大會へ出席して此程歸朝せる友愛會長鈴木文治氏の米國視察談ある筈

大阪の東南（廿七）

郊外電車と大阪

攝河泉の楠

楠の大樹は獨り住吉と葛の葉ばかりに存して居るので無く、元來攝、河、泉三國は餘程楠の生育に適して居るものと見ゑて、仁德天皇の御代に、茶臼山の街道の兩側に、一夜の間に楠の大木が生じて道を挾んで茂つたといふ記錄がある、河内に楠を姓にした楠正成公一族の榮ゑたのも、この天然と人事と相一致したものである。信太の森の楠が、昔時、思ふ存分に繁茂して居たその森林の名殘りだと見ると、この森の決して狹い範圍のもので無かつたことが想像される。必ず鬱々たる楠の老樹が數十百株空を掩ふて繁つて居たであらう。安倍の童兒の母親たるべき白狐の類も、二疋や三疋は安樂に生活し得たに相違無い。

葛の葉の素性

ケレども安倍の童子を白狐の子とした傳説については、想像すれば幾干でも面白い想像が付く、偶信太の森に白狐が棲息して居たので、素性の知れぬ「葛の葉」を白狐に結び付けて了つたのであるが、記者が最も所據ありとする想像は安倍の童子は雜婚の子則ち今日でいふ雜種兒であるとすることだ。何故に斯く想像するかといふに、奈良朝から王朝にかけて、攝、河、泉三國には韓、漢の歸化人が頗る多く生活して居た、家原文珠の所在地に生れた行基菩薩の如きは歸化人の孫である。東成郡百濟村から泉北郡八田莊村邊へかけては殊に歸化人が多かつた。鷹匠の元祖たる百濟の酒君の居つたのも此一帶の地である。而して此歸化人に對しては、天孫人種を以て自尊して居る我が皇別神別の家系嚴然たる人士は、敢て婚を通じなかつたに相違無い。安倍保名は微なりと雖も家系は正しかつたのである。それが阿部野の一隅に蟄居して世を潛みながら一子晴明を生んだ處から見ると、妻「葛の葉」は當時に於て微賤か、別人種か、兎に角上國の紳士と社交の出來ない身柄であつたと想像するのは決して突飛では無い。勿論歸化人の内にも上流もあれば中流もある。ケレども多數は下等な移民であつたかも知れない。そこで「葛の葉」は我が子の出世の妨げになるのを悲しんで、遂に身を避けて生家の階級に戻つたのではあるまいか。

葛の葉の興趣

この「葛の葉」が安倍の童子を生んだ處は、今の南海浪速線、東天下茶屋停留所から東南一丁、阿部野街道の東側だとしてある。現にその地に「安倍晴明誕生地」と記した記念碑が建てゝある。果して此處が誕生地であるかドウかは疑問だが、「葛の葉子別れ」の段＝竹田出雲作蘆屋道滿大內鑑四幕目＝にも「所も安倍野のあしがきの、間近ふ住吉天王寺、靈佛靈社に歩みを運び、父は我子の出世の祈り、母は心を染機の、辛氣辛苦を竪横に、をさな車の手ずさみも、子に世話織るとぞ見ゑにける」とあるから、住吉と天王寺の間なる阿部野の村落に燻つて居たといふことは、古くからの傳説と見ゑる。而してこの葛の葉の生家が則ち信太の森の傍であつたのであらう。或は之を特種部落の生れと想像することも出來るが、當時果して特種部落なるものがあつたかドウかは疑問であるし、ヨシあつたとしても、それは歸化人とは大差は無いのである。賴山陽は古來の傳説のまゝに「葛の葉」神社由來記を書いて居るが（寫眞參照）、陰陽の大家として實に古今獨歩とも謂つべき安倍晴明の由緒ある地として、葛の葉稻荷は、迷信よりも興趣を以て郡人士に喜ばれる地である。

資に歐洲動亂は支那に對する外國放資を杜絶し支那の資金を要するの情愈切なるあり而して我國は戰亂の好影の下に資金豐富を來し今や在外蓄積正貨の處分に困じつゝある時支那にして內亂の發することなく對支政策にして一定するものあらば自ら其放資と企業とを刺戟したると疑ふべからず●●●●●●●●●●●●●●●●●●●◎支那が自ら其國を治むることは能はず●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●して騷亂相踵ぐは我が對支經濟上最も憂ふべき事にして一旦と雖も其企業投資の勢を阻止するは經濟上の損失たらざるべからず斯くて支那の內亂が永續して歐洲動亂と相伴ふあらば歐洲動亂に乘ずべき好機會は空しく逸して爲すべきの時を失ふに至るべし

◎博士の說く所言々凱切ならざるはなしと雖も吾輩は尙我政府をして對支政策を確立せしめ邦人の安んじて放資と企業とを得せしむるの最も必要なるを感ず博士の言此に及ばざるは故意に之を避けたるものか(夢水)

綿絲輸出の增加

日本棉花同業會調査二月下旬輸出綿絲高は一萬七千九百二十三梱にして前月同期に比し四千六百餘梱昨年同期に比し六千二百餘梱を增加したるがコハ最も懸念せられたる長江筋が多少ながら買氣を兆し特に上海相場は暴騰し天津向細物は依然良好を傳へつゝある等に由るものなるべしと

あれど相場暴落の際消費者側より契約を破棄せらるゝ事ありては輸入商の負擔頗る大なるべきを以て今や一般紙料輸入商等は非常の警戒的態度を採りて信用ある大會社の註文品の外は殆ど引受ざるに至れりと

パルプ再製好況

各製紙會社は其原料パルプの約一二割は廢水と共に流失せるも今回パルプの暴騰により之を採取する裝置を發明するものあり其特許權者野村敬治氏は兵庫縣下高砂三菱製紙所の隣接地に工場を設け目下一日約一噸のパルプを再製し盛況を呈し居れりと

鐘紡社債協議

鐘淵紡績にては今回四百十五萬圓の外債を償還する事となれるも銀行預金も少からざるを以て過般總會にて決議せし三百萬圓の社債は今直に募集するを要せざる趣なるのみならず外債利率は平均四朱五厘なるに社債利率は金業者の意向にては六朱見當にあらざれば調談困難なる模樣あれば鐘紡にては金融界の形勢を見定めたる上にて兎角の處置に出づべしと

近江銀行增資談

當市近江銀行は未拂込株に對し百萬圓を徵する事となり然る上にて增資を斷行するやも計り難く當局者は未だ其意向を決せざる由なるも株主中には之れを主張するものあり浪速銀行の增資成行如何に依りては近江銀行を初め當市銀行中には增資を企つるもの多かるべしと

三月中資金收散概算

大正五年三月中資金收散概算左の如し

收納の部

散出の部

國債利子	四、三九四、二六八
諸會社配當地方債及社債元利支拂額	六、九九九、四六一
計	一一、三九三、七二九

甲、資金收納額該算內譯

一、國税定時收納額田租前年第二期分	一一、三二八、一〇〇
一、所得税第二種前年第四期分	五、五六四、四九二
一、酒造税第三種前年度第四期分	二一、九五四、七五三
一、麥酒税前月分	一六〇、八〇九
一、酒精及酒精含有飲料品前月分	六一、九三三
一、醸造醬石税前年第三期分	一、三八六、七〇八
一、自家用醬油税第二期分	三八六、五七〇
一、鑛産税前年分	一、一四六、八三六
一、取引所税前月分	一四一、九〇九
一、通行税前月分	三四〇、六七六
計	四二、五八六、七八六
諸會社株券及び債券拂込額	
一、諸會社株券拂込額	六四、六八四、七五〇
一、諸會社々債券拂込額	一、二九一、〇〇〇
計	七、九三九、七五〇
合計	五〇、五二六、五三六

▲備考 諸會社株券及び債券拂込二月末日までに公表せられたるものを登錄收納したり

乙、資金散出額該算內譯

一、國債利子	
一、恩賜公債利子	七五〇、〇〇〇
一、五歩利公債	一、二九八、〇七三
一、第二回日歩利公債利子	一、九四四、一九五
一、鐵道債券利子	四〇二、〇〇〇
計	四、三九四、二六八
一、諸會社新配當地方債及び社債元利支拂額	
一、諸會社配當金	三、八三三、八八〇
一、地方債償還額	二〇七、三〇〇
一、地方債利子	六四四、八四〇
一、諸會社々債償還額	三〇〇、〇〇〇
一、諸會社々債利子	八三七、一七〇
一、勸業及貯藏券元利	九八一、二七八
一、興業債券利子	一九五、〇九〇
計	六、九九九、四六一
合計	一一、三九三、七二九

諸會社拂込額

三月中

三月中に於ける諸會社の拂込は一日既に終了せる攝津ゴムの一萬圓、臺北製糖の四十五萬圓、北海道炭礦優先株の九十萬圓、百三十銀行新の五十九萬三千七百五十圓を控除すれば左の如し

滬速紡織	五日	六二、八七五
廣島吳電力	同	三二、五〇〇
大阪晒粉	七日	五〇、〇〇〇
日本窒素	十日	二〇〇、〇〇〇
博多株式取引所	同	七〇、〇〇〇
日本纖絲紡	十日	五、〇〇〇
日本鋼管	十五日	七六〇、〇〇〇
長野電燈	卅一日	一三〇、〇〇〇
東洋汽船	同	一、六二五、〇〇〇
横濱電氣新	同	四二五、〇〇〇
計		三、三三九、三七五

內債と銀行業者

過般三井銀行の早川千吉郞氏某所にて會合を催せる際近き將來に於て金利は引締を告ぐべき形勢を看取するに難からずと爲し一場の樂觀說を試みたるに對し席上小山健三氏は早川氏の說の如く前途金利昂騰を來すものとせんか大阪側に於ては寧ろ今回の內債引受を辭退し專ら東京側のみにて其衝に當られたしと應酬せる事實あり爲に早くも內債引受に就ては東京側のみにて引受を爲し大阪側は參加せざる事となるべきやに訛傳せらるゝに至りたるが小山氏の意向は銀行業前途の樂觀に關し早川氏の所說を贊し愈々前途を樂觀して可とせんか政府公債は到底昨年の內債と同一條件にては應募困難なるべく政府側が昨年と同一の條件を主張せば大阪側は參加せざるを得策とすとの意を漏らしたるもの由にて次回の內債募集に大阪側が參加せずと揣摩するは早計に失する感あり募集期の近づくと共に小山健三氏は上京し東西銀行業者の下相談を開始するに至るべしと

大電宇電の關係

大電對宇治川電力問題は阪野氏の大電常務就任と共に進捗すべしと豫想され

刻しけるもの也

○居中椿山ハもと自書自画の渡辺崋山と自書小
画一幅を贈らる、椿山ハ崋山の人余が(?)の(?)を
業するの時傍にありて揮毫を乞ひしに(?)の
書画皆是に軽し吉思見るに筆人の(?)なりしがなほ
画境漸く進み大いに(?)珠(?)宝を(?)するに
る中(?)図観を椿山の中也 椿山伊勢(?)書(?)候
の余(?)もし名(?)

渡辺画ハ風韻を(?)し大典の(?)りし
ものと思ひて(?)筆を画す(?)の(?)
(?)

○校友二郎氏近代英国より帰り来る偶ま浪華の旅舎
に会す良久しく広く語る欧洲の事多くのび
ちを指して来る其内数十枚英国戦争中募兵
募債の事に関するものなりと云ふを(?)き出中
間を偸み数々読み見る其おもしろきこと
あらず流石に西洋国民を鼓舞作興す
る手段と一般のひろを見ても首肯せらるゝ、又多く
は墨絵にて二百及びとし、数々文字を(?)
談の料とも寸鐵人を殺すの妙あり余(?)
枚を請ひて割愛をうけ早稲田の(?)文庫に(?)
する事とせり、今なほおもしろしと感じぬる二
三を(?)すと云ふ

彩色
四形内
古武士を描ける
極めて強き意匠
文云
Britain - neids
you at once.

飛行船
半空にあり、サーチライト
を以つて照らせる
文云
It is far better
to face the Bullets
Than to be killed
at home by a Bomb.

下段ニミリ
Join the army at once
& help to stop an Air Raid
God save the King.

彩色
婦人捧剣図
大形ビラ
文云
Take up the sword of Justice

彩色
英国[illegible]国旗図
文云 大形
Its our Flag
旗図入
Fight for it work for it

戦地図
中形
Boys come over here
you're wanted

ボンヤリシテ居ル父
と小児二人を
描き
戦争おもちゃ
床下ニ散乱して居る
小児云フ

Daddy, what did you
do in the great war?

軍事公債図
地色赤

Pay your
5/-
For this
[ ] 公債図
and help
Crush the German

兵士行列の図
列中空隙の処
を描き
文云ノ

There is still a place
in the line for
you
行列図入
will you fill it.

小女の図

women of Britain
say
go!

此等皆政府の広告することは勿論なるが英国政府群衆心理
を知ることを謂ふべし　日本政府にても此の広告術
を学ばせるべきなりとす
為二三興味あるものを追記す

中央
軍帽を中心として
種々の帽子を描き
文に云

Which ought you
to wear

悲惨の実況
縫付たる
沈船ルシタニヤ号
ニ付
悲惨の事実を
列挙したるを
画きなし
文云

Remember the
Lusitania

Enlist Today

手の中に多くの
銀貨を入れて下へ
落すと、之れが立ちて
中途より砲弾となり化
したる図を写し

Turn your silver into
Bullets.

At the
post office

これも又軍事公債
募集広告の一なり

日本の如き徴兵制度を
採る国土に於て英国の
為に倣ふを要せずと雖
此地種の手あるに倣ひ例
へば広告事務者に於ても
鍾意を撰択すること
手段ことに依て大に発
需あるべし　為他の
方面に於ても之れを応
用ある方法少からざる
べし

○熊本城ヲ江戸時代ニ於テ熊本城の研究ニ関する [illegible]

[illegible]

熊本城研究(二)

於熊本城史談話會 陸軍工兵少佐 鳴瀬崇鷹氏講演

郭、断面は梯壁(土居)或は塀、路塁(武者走)崖徑(犬走)から成り塀には箭眼(矢狹間)銃眼(筒狹間)を穿つてゐた又壕は幅二十乃至五十米で四乃至七米の泥若くは水を貯へ内岸は高き石垣を以て覆ひ外岸は之を被覆、又は片築研に構へて傾斜面としてゐた、以上は邑城即ち平地に於て市街を有するもの、編成で山地に設くる山阻城(又は砦)及山地を利用するところの山城及半山城に於ては險崖を利用して水濠に代へ若くは之を併用して各防禦線を階段状に構成したものである

築城の目的及利用に於ても此時代から封建割據の大勢に刺激されて舊來の如く單に受働的に用ふるに止まらず其中央都城は武威を四隣に示す儀表となり且つ武力の策源を掩護し以て攻勢作戰の根據たらしむるを主眼とし大小の牙城を碁布して守勢地帯に於ける兵力を節用し以て侵界地帯の兵力を増大せんとするの主義に化し全然今日の要塞利用築と一致するに至つた

又此時代から攻城の術に於ても一大進歩を遂げ竹束、龜甲、井樓などを利用し又對壕(仕寄)坑道(配置)の應用を見るに至り殆ど今日の正攻法に類する手段を以て敵に薄るやうになつた爾で織田、豐臣の時代に至り漸次火器の發達を見るに至りて築城も益々進歩し豐臣氏の大阪城、清正の熊本城及び徳川氏の江戸城、名古屋城など當代の代表的築城を見るに至つた、而して之等の代表的築城は皆清正の技能を發揮せるものであつて清正石垣又は加藤土居の稱は永く今日に喧傳せるところである、蓋し我邦古城の歴史は其編成經始に於て太田道灌に成り其素質は加藤清正に於て大成せりと云ふも過言でないと思はれるのであります

一 熊本築城の目的

織田、豐臣時代に於ける築城の目的は前に述べたる如くである然らば加藤清正が熊本に築城の目的は如何、清正に關する傳記は比較的多きに拘らず此偉業の目的に就ては明確なるもののなきが如し多くの論者は曰く熊本城の起工は慶長六年家康の承認を得て着手せるもので其時機が清正の肥後一國を領有したる直後で且つ關ケ原亂後九州の政治地圖略確定したるの日なるより察すれば其動機は概ね左の如きものなるべきか

一、當時の居城たりし古城が如何にも規模貧弱にして五十余万石の府城としては四方に号令するに不似合なること

二、從來數々行はれたる諸侯の領地變換も當分は平穏なるべきを見越したること

三、自家の堪能なる技術を應用して時代の代表たる雄大の建築を試み恩威を士民に示して其安堵悦服を圖らんとすること

清正が熊本築城後盛に水利土功を起して耕地を整理し産業を奬勵し宛も自家養老の地として經營せし觀あると玉名郡横嶋村のごとき邊陬にして單に勝景の地に過ぎない所を築城候補地に選定せし形跡あるのと花岡山の如き築城學上の危嶮を眼前にして茶臼山に築き而も京町口の防備のごとき頗る薄弱なるに甘んぜし等の事情から察するときは清正の築城は前述三項の外に何等意味なきものなりと云ふにあるが我々の見を以てするときは之れ餘りに清正を侮辱したる觀察なりと思はれる蓋し築城の動機は或は論者の説く所のものを包含するであらう、然りと雖も清正の雄圖は決して之を主目的とするにあらざるべし當時清正の意中を忖度するは我々の及ばない所であるが恐らくは最も著しき境遇に立てるものと謂はねばならぬ、抑も清正の豐臣氏に精忠無二なりしは其系圖的關係より萌し内地に於ける東攻西伐及二次に亘れる朝鮮外征の間其得意の時代と失意の境遇

とを問はず常に偏ることがない、秀吉歿後諸侯の漸く權勢に阿附する際と雖も清正は依然孤忠を守り君側の姦臣を除いて豐臣氏を泰山の安きに置かんとせしは史上に明かなる所である試みに二三の例を擧げんに

徳川の勢力拔くべからざるに至るや西國の諸侯江戸に參勤するもの其大阪に上陸するや直に出府せしに拘はらず獨り清正は先づ秀頼に伺候して數日起居を拜したるが如き亦慶長十六年家康秀頼の二條城會見の際に於ける苦衷の如き皆之を證して餘りあるのである、然るに關ケ原の亂に際し故らに徳川に内應せし所以のものは徳川に依り君側の姦臣たる石田、小西の輩を除かんとせしのみ、戰は清正の豫期せし如く東軍の利に歸したるも清正が徳川氏に對して期待せる所は老猾なる家康の斥くる所となり形勢益々豐臣氏に不利なるより清正は高潔なる己れの心情を以て家康を信したるの不明を悔ひしも今や已に及ばず徐ろに故山に歸臥して他意なきを裝はねばならぬことになつた、此間清正は陽に徳川の命を奉じ密かに豐臣の家運挽回を祈りつゝあつたのである、然らば

清正築城の眞意は果して如何

有芳錄に清正の熊本築城の眞意は一朝浪華の倒壞するに於いては豐家を奉じて此城に據り猶は九州を制扼して其覇業を挽回維持せんとするにありと又他の物語及諸家の傳説に依れば清正は其大阪屋敷に米穀を貯へて万一の變に備へたりと又清正が天草五万石を寺澤志摩守の領分として其代地として豐後の鶴崎四万石の地を申受けたしと願ひ許可せられたるは深く慮るが如し

此目的は他國の領地を踏むことなく直に瀬戸内海に通ずる出口を求め有事に際し海路浪華と聲息を通ずる深謀遠慮を有したるものと見ることが出來る、當時瀬戸内海には清正の准家中たる梶原源太兵衛なる海賊の巨擘があつて豐臣氏及清正の有する天地丸其他大小船舶の少からざるより察して其志を見るに難からずであらう以上の資料よりして予は斯の如く推斷を與へる、曰く熊本城の目的は單に肥後一國に號令するが爲めでなく情況之を要するに至れば豐家を奉じて覇を九州に唱へ足利氏の故智を學んで再び四海平定の策源地となさんとするにあり、而して清正が家康の命令により領内の諸城を毀ちた

るに拘らず獨り八代城の修復を乞ひて當時勢力最大なる嶋津氏に備へたるの外尚矢部、佐敷、水俣、宇土に城代を任命し又背後の保障として南關及安蘇の二城代を置き純然たる築城地域を形勢せるが如き其雄圖を偲ばしむるものがある、殊に頼山陽の詩によりて有名なる大津街道は果して何の意味なるかを判知せしむるに足るべきである

大道坦々砥不如。熊城東去總青蕪。老杉夾路無他樹。缺處時々見阿蘇。

熊本城研究（三）

於熊本城史談話會 陸軍工兵中佐 鳴瀧紫麿氏講演

三、築城學より觀たる熊本城

凡そ築城の價値は位置の選定經始の良否及素質の强弱に依りて判定せねばならぬ、此に於て予は先づ熊本城の位置につき研究せうと思ふ、築城の位置は既に述べたる如く其目的に副はねばならぬので必ずしも無比の天險のみを物色することを許さぬ、而して清正の眞意が單に肥後一國に號令するにあること或は前に述べたる如き雄大なる抱負顧慮を有せしとに拘らず苟くも五十餘萬石の中央府城としては成るべく領地の中心に位することと土地肥沃交通至便にして將來百貨輻輳の繁榮を豫期し得るの地を相せねばならぬ之が爲には熊本若くは川尻附近を措いて適當の個所がない、此二者を比較するに當時川尻は地開け民富み加ふるに四望開濶、河渠縱横城を構ゆるに宜しく陸路水運の便も亦甚だ可なるに似たり然るに尚ほ清正の熊本を選みたる所以のものは蓋し左の如き理由を認めて居たものと思はれる

一、城地の變換は當時諸侯の注目を引き穩川の承認を得るに困難なる事情ありしこと、一說に熊本の築城は清正の肥後半國を領せし頃の腹案であつて宇土の小西に接近に過ぐるを以て之を採らざりしと云ふも信じ難し

二、川尻は專守防禦の爲には有利なるも攻勢防禦即ち當時の仕顯戰のためには適當ならざるのみならず清正の懷抱せる雄圖に副ふべき城取をなすには頗る著大の工事を要すべきこと

三、清正は常に島津氏を第一の假想敵とせし關係より南方に對して防禦線を重複し八代の城を以て第一線とし其後方に尙ほ緑川白川の要害を存置せんとせしこと一說に清正若し志を肥後に失ふ場合には阿蘇平地を以て最後の複郭とさんとし其後方連絡線の安固を顧慮せりと

清正の熊本を擇みたる最大の理由は其第一のものであらうと思はれる

一書に慶長六年春清正の城地改築を家康に請ふや別に圖面を示さず前後七年に亘るの大工事なるを告げざりしため其後の增築を遠慮し急要の工事に止めたりとあり新堀の如き細川氏時代に至りて開鑿せしより見れば事實なりと認めらる、然るに家康後に至り熊本城の意外に雄大なるを聞き心喜ばず後年忠廣の失脚も一は此に胚胎せりと或は然らん

玉名郡横嶋の高地を其候補地に撰定せりとの說は信じ難い一說によれば清正事に依りて鍋嶋と善からず之に備ふるため一の牙城を起さんとせりと又一書に熊本の城は河内の海道より金峰山、嶋崎村足懸り良く專ら之を防ぐの心持を以て繩張せりとあり或は佐賀の水軍を顧慮せし如くなるも寡聞にして確實なる考證を得て居ない

熊本城は果して其位置を得たるものであるか或る人は曰く茶臼山は近く花岡山の危點を有し且つ其咽喉部は長く植木方面に亘りて防備の括約點が無いと又或人は曰く寧ろ白川、木山川及畫圖湖の障碍を以て三面を防護し健軍附近に雄大の都城を經營せしを利とせしならんと二說共に一面の理を失はない

雖然、今を以て古を律することはならぬ、花岡山が近く高麗門の前面を壓せるは論者の言の如くなるも熊本城の防禦線中其最も近き舊洋學校附近から尚ほ千米突を隔てゝゐる、當時僅に百間即ち二百米突の射距離を有する火器を最鋭とせし時代に於て今日に於ける火器の進歩を豫想し得ざりしは亦た已むを得ないのである又咽喉部のことは清正の夙に知悉せし所なるも彼は其中央即ち江戸に向へる方面である故を以て故意に之を開放し其地形の關係上要すれば速かに之を閉塞し得ることを熟知したのである、又實際に於て此方面は論者の謂ふが如く熊本城の防備上懸念を有する地形でない、御陣山及向ふ坂等は當時より兵要地學上の要點と見做されたることは諸書に散見する所であつて清正が此方面を出撃部隊の出入口とし長き凹道を設けたることも亦た口碑に喧傳するところで現に丁丑の役に於ても此方面の堅固なりしことは尚ほ耳に新なる所である

然らば白川の左岸に城を構ゆるの可否は如何、之は適當の地點なりと謂ふことが出來る、然れども之に築かんには彼の江戸、大阪、伏見、名古屋のごとく所謂平城の式を採用せねばならぬ、清正の理想する九州第一の金城湯地少くも現實せし熊本城に匹敵する城廓を構成することは單に事業としては餘り過大なることを知らざるの理があらうか

最後に研究すべき問題は左らば何故に花岡山若くは立田山を取らなかつたと云ふにある、此二者は所謂山城式の地形として共に良好である、之を採らざりし理由は予の寡聞なる史蹟の徴すべきものを得ざるも恐らくは地形の急峻に失し所要の面積を求むるに多大の水平截下を必要とし或は更に水量の顧慮を要したのではあるまいか、茶臼山の原形は果して如何なりしや知るを得ざるも清正の精力經綸を以て尚ほ其斧始までに二年强の時日を要したを鑒て見るときは其工事は決して容易なるものでない故に先づ茶臼山を以て各種の關係上採用すべきものとなし花岡、立田の如きは城外支隊の陣地として利用せんとせし考案は蓋し最も適當なりと斷定することが出來る（未完）

熊本城研究（四）

於熊本城史談話會 陸軍工兵中佐 鳴瀧紫麿氏講演

熊本城の繩張

熊本城の經始即ち繩張に就て研究して見ると其經始は大體に於て西南方に面してゐる即ち西方及南方に對しては三線乃至四線の配備をなせるに拘らず東南及北方に對しては概ね一二線の備を取つてゐる、北方に對しては前に述べたる理由の下に之を省いたとするも嶋津氏を假想敵とし阿蘇に背後連絡線を有する關係上から見るも東南に對する配備を以て尚ほ一層の嚴重を要すべしとは人の怪しむ所である、けれども此議論は全く人工に依りて築城する平城に對し謂ふべきもので熊本城の如き地形を利用せる半山城に對しては適合せない、何んとなれば地形は必ずしも吾人の希望する如き方向形態を有せず工事と兵力の配備とにより補ふことを得

段山に築かなかつたのは地形凸出して包圍を受け易いのと近く日向崎から制下されるので寧ろ出擊路に利用せしものであらう之に反し古城は凹出の不利あるも側防の利益を有し且つ側下を被らざるの關係上之を保存せしものゝ見ることが出來る但し之を淸正式に改築せしや否やは考證すべきものを有たぬ

[illegible]

困難である

[illegible]

[illegible]

候部を劃したのは最も地形に適合せるものと謂ふことが出來る只其東北角は全く側防の手段を有せないのは一の缺點のやうであるが淸正は其前方に一の馬出を築くの希望を有せしこと明か

[illegible]

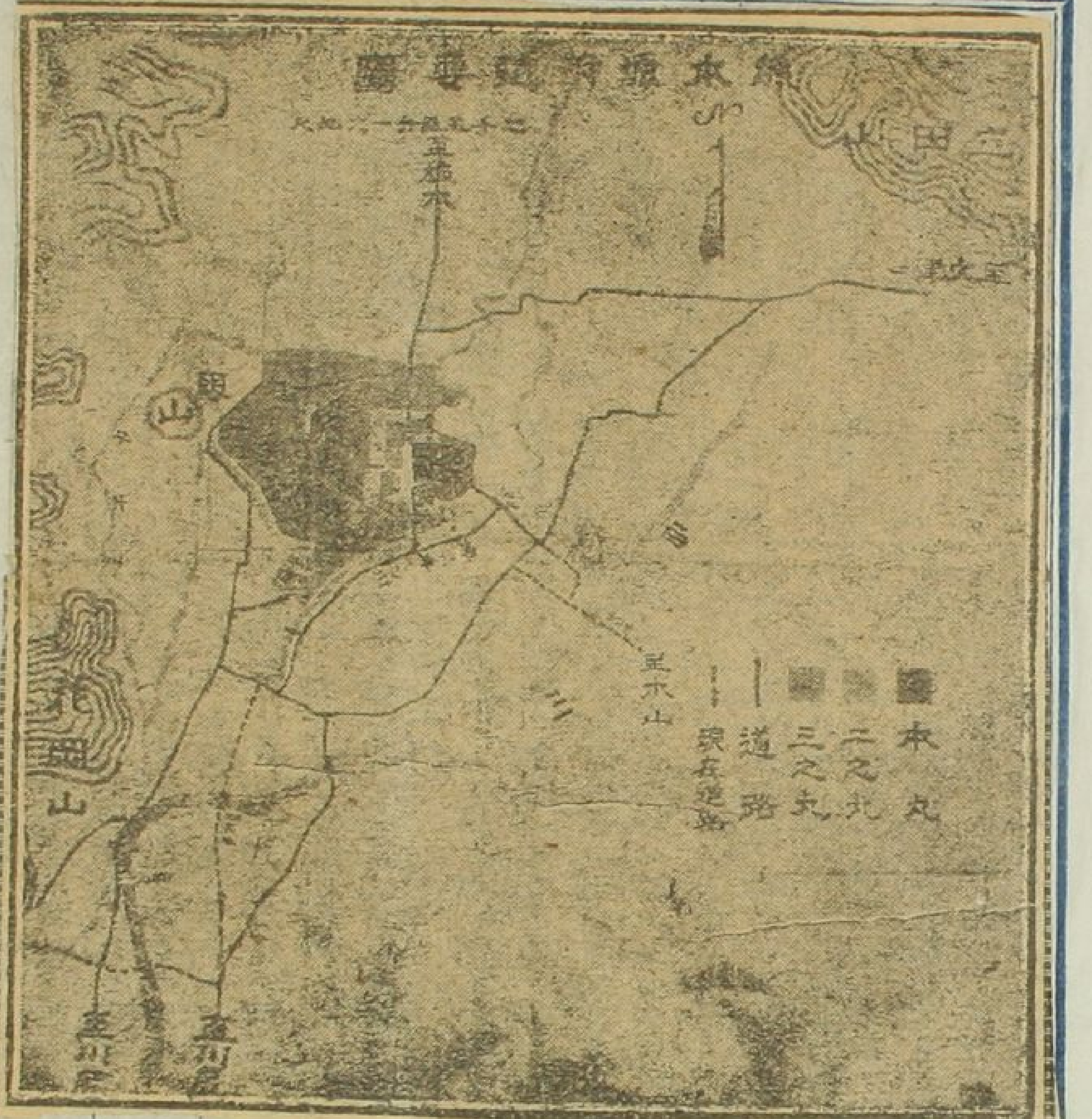

熊本城研究（四）

於熊本城史談話會
陸軍工兵中佐　鳴瀧紫磨氏講演

熊本城の素質

熊本城に於ける各部の素質に就て研究を試みて見やう、淸正が築城に趣味を有してゐたのは素より天稟の然らしむる所であるが弱冠にして東攻西伐數次の攻城に從事し殊に朝鮮の役に於ては有名なる晉洲の攻擊に成功し蔚山の守城を完うし其他各地の要塞戰に於て貴き經驗を重ね當時唯一の築城の素質たる石垣の破壞攀登の方法を研究し其攻擊の素養を轉じて防守の秘訣を案出したのである、朝鮮在陣中には數城門の穹窿を目擊し重力及土壁の關係を自得し終に獨特の淸正石垣を考案したやうである、其特種の點を述ぶれば壁面を弓狀にして攀登を困難ならしめ基礎を堅固にし沈下崩壞を防ぎ使用物料を强大にして人爲の破壞を難からしめ粘土割栗の塡料及抑駐繫柱を用ひて轉覆

分離を豫防してゐる、私は未だ熊本城に於ける石垣の一部を破壊して之を檢知するの機會を有せないことを遺憾とするけれども先年名古屋城に於て偶然之を實見することを得たのである渉獵したる諸事の中清正の特技なりし二三を擧ぐれば

清正は石垣の名人にして其家臣飯田覺兵衛、三宅角左衛門は兩角と稱し共に此道に堪能なり、又曰く森本義太夫は高麗より石垣築く術を習ひ熊本の百間石垣と乾の櫓を作れり、又曰く清正の石垣は石の中に「トタン」を入れ石を繋ぐ云々、又曰く清正の石垣は下石大く堅く着きて擬を入るゝに由なく内配緣にして之を渉るゝに四五間は渉らるゝも石垣頭上を覆うて空見はず

云々

以て其一端を窺ふことが出來る、其後慶長十一年江戸城の修覆同十五年名古屋城の手入に於ては晩年の事業として各其異彩を發揮した、名古屋城の工事に於て邁に巨大の石を獻じ之を城池に運搬するに美裝の少年を用ゐ自ら木遣を謠ひて之を激勵したるが如き逸話は最も著名なる所で當時の俚謠のごとき今尚ほ子女の間に喧傳してゐる

惟ふに徳川の勢力は牢乎として既に拔くことは出來ぬ、そして徳川は外様の諸侯を驅つて此等の工役に服せしめ以て其勢力と財力とを消糜せしめんとする、清正此間の消息を覺り特に二心なきを示して魔手の浪花に伸びないことを希つたものであらう、當時清正の石垣を築くや幕を張りて人に見せなかつたと云ふ傳説があるに對し一説には後年關東、浪花事を構へて名古屋若くは江戸を攻むるの時機があつたならば自ら築ける所に攻めかけん下心であつたと云ふが之は恐らくば清正の精忠にして後事を圖るの性格から推測したものに過ぎざるまい。

清正は石垣に於て著名なるのみでなく建築に於ても亦趣味を有し堪能であつた、諸書に散見するを徵するに高麗門は朝鮮から持來れるもので宇土櫓は宇土城から花畑邸は矢部城から移し築いたことが判る又其家臣に天守及櫓などの圖案を描かしめ之を品評し或は各種の邸宅を造營して功臣に與ふるが如き又彼の有名なる名古屋城の天守は實に清正が自ら請うて大成したものである

要するに清正の土木は質實堅牢で其性格と相類し而も獨特の技能を有したことは爭ふべからざるものであつた、單に築城の方面のみでなく一般の水利土功に於て亦卓越の手腕を有つてゐた其白川下流の小嶋塘を築くに當り豫め百年後の決潰點を豫想し之を二重に構造して内塘は巨大なる石を用ゐ繫ぐに小錢を以てして復舊と被害の局限に便ならしめたりと用意の一端を知るべしである

四 兵器築城の競爭

我邦の築城史は最初述べたるが如くに發展し築城の進歩は太田道灌時代までは之を歐洲のそれに比するに毫も軒輊がないのみならず却て一歩の長を有してゐた、然るに第十五世紀の中葉に至り火砲に著るしき進歩を來し石彈に代ふるに鐵彈を以てし又其操作容易にして運動性を有するに至つてから之を攻に用ふることとなり築城界に一大變化を與へ爾後駸々たる進歩を見るに至つたが、それでも清正時代卽ち今より約三百年前(伊太利築城時代に當る)に在りては優に當時の攻撃火砲に堪ふるの

資質を有してゐた、換言すれば我が熊本城は當時世界に於て最も進歩したる築城の一つであつた、然るに歐洲に於ては兵器と築城と不斷の競爭に依り今日では鋼鐵と「ベトン」より成る築城も四十二珊乃至二十五吋砲の彈には一籌を輸するに至り將に築城界に一大革命を要することになつた之を我邦の現狀に比較すれば清正に對し轉た感慨に堪へない次第である(完)

○三月三日京都ニ於テ舊例ニ依リ將軍[illegible]ヲ遣ル二[illegible]

[illegible]春琴ノ詩書[illegible]一方ニ[illegible]

[illegible]

細字五頁天保戊子の吉也 すき写のマクリ珠摘ミ
九ゝ價も○高く購入ミて編す
當義助なり人を差し森貞鈴蒙古卿
議を續み此書久しく僕て得しのは御大
典の札も類校を以つても再刷するなり
○三月三日京都と校合あり天皇と臨むことよ
り光き天皇夫人を同伴し京都に来り御所をお
観す全も六第お観の心動く天皇夫人に嬉し
て御所を拜しかてる日皇后陛下の侍従に許ふ所あり
第し日皇后の夫人と天皇妃の有へ為す有を許さ
る宮を御大典の來ても然る京都とへりけ
御式場公衆の拝観を許せしこと有る

京都へ入りしことも二度なれども御式場すらいま
だ御拝観せず全の意御式場の拝観にあらず
様もあらば御所の内部を一覧せんことを其の希
望なりしも御所は固く閉ぢて拝観を許されざる
まことに幸にも善意ある渡辺様のはからひにて御
所の拝観を許されまたこれを特に拝観とせず余
の許されたるを特に又おおそれ多くも渡辺様と
共にこゝに入りしことまことに拝観を許されたる
又今宵は皇后の厚意を拝することを得たり
朝八時御所に到り特に拝観者の又にもれ入る既に拝観
全ての日曜日の御昼食も過ぎしものとなりしへてあまた
御例の如く応接所にて二人の特に拝観者のありしが

それらしあれハすこし自分も如何と早く案内し
てくれたる筆内者ハ速ニ其差図とハかりけるに所謂
非常人とも云ふ醜きものなり此時の大典の折大隈伯の
如き心つけを見たりしものは余のあん内とたのもしく
ともに腰お論らひと謂ひてすの也茅編殿桁の森
すゝ先づ左廊下を通りて紫宸殿に上る、殿上には
高御座御帳台を相並びて備へ立てあることと大典
の際と異ならず御御撤して仔細に見ることを許
されたれバ高御座と御帳台との装飾の異同など
を比較し去りし精細のお通あることを知りぬ
案内者も大典の時の皇太子各宮方皇族方の坐
席などを一々指點して説明せられ殿上の

或る方面に坐したまひ殿下は其の儀式に一向と尽くめても
居給ひたり、どうも大なることのあるべしと思ひ居りしも
此の如何に自ら其を見たりし心の思ひしよりも観模小
さく又殿上も十八階の高さをありて階を両側に立
てたる庭の桜と橘を両側に植ゑあるのみこの場所も思
ひしよりも狭きを感じたり、御帳但し設備の装
置等装飾その壮麗なる実に観念せし式典当日の
回想せられと並びて御助けし一種崇高の感を懐
へさらしめたり右一遇は清涼殿の方へと移る
此の御殿も紫宸殿と共に古代の式を保ちたるものなれ
ども御生活の方面のさまのすこしとなお手狭なることと
思ひを見てこれ上代質素の中にも当時のありさまも知られ

のあくぬく思惟せらるゝ清涼殿の廊にて拙作院の前にと
侍くらるゝ年中行事の見ハを書記と剣璽せらる陰なる
（断三）あり御前の本中に御座あり大臂殿と几帳ありもあり
其北廊下を全も清涼殿の入口あり覚しき
室をのぞけば御帳台御寝所設けあり二枚の畳
畳の上に四方形の中菌ありて、其の背後に几帳ありもあ
りも飾りに八文近のさらに一面を設けて保したる
此御殿をいひ是も狭隘のこともすして御座所の容なきを云
ハせらるも まとに快き也中等の住地の民家にひ
も無き位置のとろかり此の四几帳の如き寝台の設
薄くかき物して一陽と石灰のふいきを以つて床と
同じさ面の土間あり其の床さ畳横なれどもあり

たる其の横に一間と萱臺設けあり次を挟く
き暖を取るに煙も出ださせるもと見くとけり几帳
室の前面に時代ある木彫の狛犬並びあり几帳
をうけて内部を見る剣璽の棚あり
左右とつきその几帳に囲まれて六形色の御座所也
此本中の几帳の本側と北室の間に隣り御寝所あり北の
およびとこれ几帳屏風をも方形に立て回はしたる
中に御寝具ともなく室の四方に織物の縁を
取り錦繍綿毛の布の紐をその上に吊るすの
装飾あり、ここも極めて狭隘の室也此の室の側に
小細長き室あり甚だ暗し大方角の障子
をもて御所膳を指揮する所也、御厨板の室

御手洗の場ホとも皆此の中狭き事と語りあへり
に御覧ありしもとも[redacted]の体なきし盛りを挙
する能はざりし此の殿中は源氏物語などにあるに似
あらしめ所に麁略し皆弘徽殿などといふ号ある
といふ御部屋も有り何のよしもなきことながら狭隘のものにて
さぞもしくと思ひけるなれども[redacted]殿の御庭の殿
の割合に手広からず唯一面の河をあらく取り、目[...]
ものを庭にきることにて之を擬してくゝ左右に植へ
られたる漢竹呉竹の風に戦くある[...]きことなれ
清涼殿南殿修理又は古部なども大むねの大典に行
ぬることに設けられたる各室を観るに之を源氏に魔大内の事
[...]後のことのと思はれぬことなる[redacted]古の人を

の場所とす[...]設けたるにこの中にも此所は大玄関
より又御車寄ありて皆各[redacted]新設[...]
[redacted]、往来天子御乗の御召は正門より馬車を輾らし
められ直ちに紫宸殿上まで上らせられしとの例なりし
由にて其の紫宸殿に儀式の御設備ある事
風車にて紫宸殿の御庭に[...]ることを[...]の如く
[redacted]左折して新設の御車寄より入御ありしと
きこえける[...]なり、[...]御車寄の新設を始め
とし陛下御自ら御の為め従来便宜上従来の土間
なりし所を総て椽を設けなどせられしことも有り
無論親を尊しなるものなれば此等は皆
後の為に改むるよし但し御車寄並に玄関

附属結構の保存すべき事なさるべし且又今も
なほ如きやうなる観智院家の境内諸天堂に今
なほの大典に用ひし大炊寮之鬼門にある方面の集
樂殿と宮城の車馬の諸所を営みたると此の車
寄を作りたることあれど此車寄を作る場所
なし天子山陵御の時節の御遺骸を出しまゐらせる
不開の門なり千古稀なるべき御大典にあり此は
もと紫宸殿を入御の御殿なりしと云ふ或は御構
に御実論せぬらしくなれば此の御営の広大の殿
まで執り行はれ紫宸殿の儀をなすべきや否や
此等の場所を一覧して諸大夫の間と云ふを見る三間つ
つきたる御車寄の間御殿の間桜の間などは云ふ名ある皆

又襖の絵どもにて名ある梅ヶ原守中納言の筆なれ
ば富岡鉄斎翁全襖は世に非凡の絵にて其他の諸所を経て小
御所を拝観す、ここは孝明天皇の御在世中
御座所にて見るべく覚しく四国の襖は帝の
御好みにて狩野永徳の絵もあるべしと申す三間
並びの襖の絵を拝見し上段一段高くして流れと
主流の見あり、此御所は初めも世上に見ゆる
ものと同式の庭あり名石の排置ありて雅にして一
指なく築し樹木の中にも流の落
ち目さまの風流云はん方なし御前御庭の方へ
と出でて御内庭を私語して回り雅なる眺
めさるを見て後に御苑に供せんとせる方面の庭

を推して示すを見れバ白木造りの拝殿なる宮をも見る
られる大廟の神霊を移しまゐらせたる春興殿
また大典の時特に御造営になりたるものなること
謂ふまでもなし　一拝の後又御殿を出して学問
所を拝観す　ここも上中下三段の御間あり　一ノ間
の額は山岸連山筆の二字を揮毫せられしもの也
と見えけるを拝観し此の三室も御学問所のもの也
これより更に進みて常の御殿を拝観す　ここ
は御常御殿の中御所の家と宮の相構数十ぬる
すぐれたる拝観して御賞玩の結構なる御座
きさす流れ戸を推し開きし庭を望めば　ここは
小御所の庭と相接し此家の泉水流れて滝となり涼

れ落るも風流の雅趣前に似たれどここは規模
小さなる田舎を描きて一亭を見るかの名の語を
思はれは雲出の端の御雅なる人（北の御庭）
泉殿となすべし　北庭の正面に　山を望む御側の大
の字をここに見る賞詠ありしと云ふ納涼天皇の
御酒の下物なる大の字を見る御賞詠ありしよし
山に面せる樹木を排す山形に作り低のあるは大
字形なるを見るも似たり　俗に宮殿
御湯殿山を望む能くせられしも此也　北の御
所に附属して小構二三室離れ座敷となりたる
住つ且つ設けあり　聴雪迎春などの名あり
額を掲ぐ皆御筆なるを仰がれ　或は皇后

出御化粧の間と見て月させられ候と云ふ此室は
終りて入る所にして、御常御殿の御寝所と講する御
清の間なり、其の北は御手剣璽の間なり剣璽
を奉安する所と云ふ、此室の疊の敷方は左の通
り下段の疊は甲圖上段の疊は乙圖の如し

甲

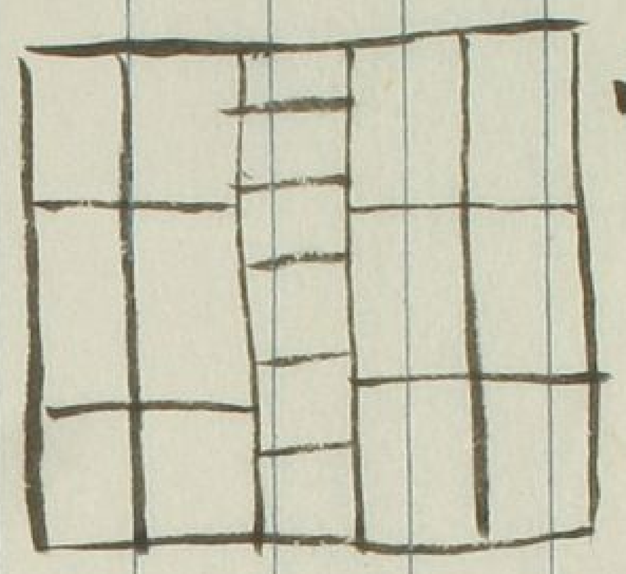

中央に疊を
図のごと
く一枚
に横に敷
きあり此に
鏡を置き人
の足を入れ
さる許なれ

乙

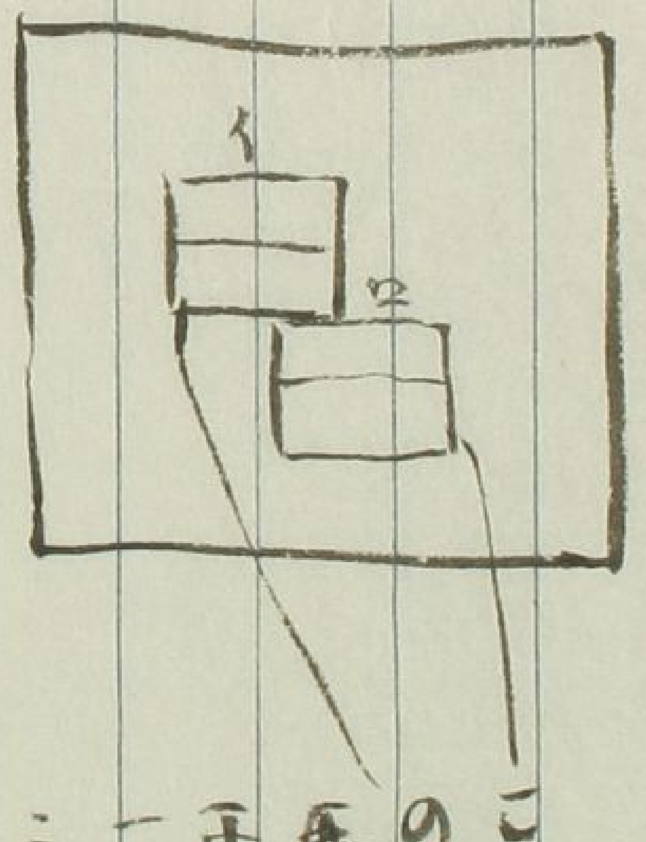

この二枚は
の疊他の
手前より
一寸許上
に突出す

イに剣璽を置き

ロは御座なると

上段の上に厚疊の云ふある所あり推しつゞきたれは
浅き狭き室にて一方は押入あり一方は桐あり こゝは
剣璽を安置し其剣璽に附属する色々の器
をおさめおく押入の設備ある所と思はれ候
此室は六疊敷にして人の出入を許さぬ室と云ふなり
なれども親しく御覧を許されて御三の間と申す
三室つゞきの室をお許すこともなきこそ狭き室
襖は葵祭の行列を画きし巡査其他の者の絵
を描ける御用ひさせられしと云ふこれまた一読
の八時半も九時頃に至る、
有難き事に時々自分に解し千思める
家もなくして尚要すに準備研究をする

さらしを無識に思へはなる
二時節に啓する祝詞に感じ候ことを紫宸殿清涼
殿の紀撰の意義を快なる割合に他の一般道
意拙の意義目的数の多き事なりし切論者
るの男女を分かちて信じしたる一天地なれば今日
のなりゆきは一帝室家の宗家を尊むことなど
の家を流す慶事なりし謂なりけり流人や
帝者のなることや尚流人や流の儀式の
境なりけり備ふる有司の集合で諸所
なるも備ても生まれたるや唯の王室の職の
於斯る大伽藍を住はせたる尊命を追懐すれ
ば示すべき廣きかる道ぞ清掃除もとしき宣

なることなるんとありまうするものなり小児宰
ま当中に潤へしも逃び去りし人の答むることあ
なかりしとき憑び待ちか当中を存記
するのさることも目もあらしなるんとおさせたる
更に感じたることを神誥抜のめでたし定
抄なることや恩飄前寛を表はす意見倹ある
の方式なる日平
大正五年三月吉辞讃後二日於
浪華客舎識

○右板なるは山岡明阿手記の後の誌論を為す山
岡は海運業に経験あることなれば海事の同信深

し男子いつまでや南北分裂出現ありして特手ま境遇上
の不識を披攄せしめたるは一人男子等の境遇なり日本婦
人をも全然拒絶せしめたるこれ男子等同境遇にあるものなり
する悲劇也とかするも婦女を代表し所う言せと山田文目
く日本より未た婦女の境遇論かれたるべき境遇に就し政府も
趣意するもの利に婦女等を圓を代表しもかの出るも
也其価値説しるも[illegible]するまず而しても其価値を[illegible]しう
尚り之を處するの國道立ちそれす唯り[illegible]
立刑法要之を論し特殊法制に之れを裏面實に皆
刻也と同く世主貧民の言揚を起すその條り全然いふ事
る大政に於て常中民の言揚を起すの必要を感す
と其説かするも凡も其大政より此等異常事をなす

この相経く而しても如斯き家族の家庭を概して
亦法律上の[illegible]等をまことあれさして子弟を如何に教
育するの[illegible]者を又たも公民家庭を組織すること
[illegible]其の賤業に於ても[illegible]人格の[illegible]徳人出来
べき[illegible]
重の[illegible]
[illegible]も世上の[illegible]を寛容を一家
の上に[illegible]を忍ぶべき寛恕をなすこと其[illegible]
[illegible]生の[illegible]家庭
の母子弟を教育政策上一種の家庭学校に於
し其の弟を[illegible]
而して[illegible]の必要あり

海外の家庭なりと必ずしも一年不在を常とす
るの所にありて家庭の事情とては全く知らぬ事なりしと
難し其時個の家庭の事情を知らざるが一の家庭
紊擾を惹起して此の甲乙二種の子弟を収容す
るの習慣を具すべからずと余は其説
に賛す　（三月五日録）

○大阪田舎紳士某の出版せし大阪紳士家系並在目録を
販売し一冊金十銭にて得らるるとし
貴重なるものにて我国の人々に有名なる家系等約四
千五百部にして大阪の富豪四十家を始め一二と記せ
られたり詳しきも但し六百ヶ家を述べ大阪人
なるも大阪の紳士録にして何人も之を含む人名録

△取引所内の電信機により各店一般に受信を得るの也と

如何なる店に寄りを附す

○北濱取引所前の株式仲買某を訪ふて暫らく店
頭に談話中　電信機の店内に据付けあるを認め
帰宅すれば元引所内の場の相場を時々刻々
此機に依り伝わり来るを知る依りて店員に問ふが
此機は各仲買店に据置しあり大正元年より
使用し始めたる張電話器の如く両通信者
の間にて一時に発信し十六時遍信機の電話所なる
様子一日に加へこれを同様に蒲蒲は東京と
異なるなし　此機は即ち従来の手電信を
く呼ばるも相場の時々刻々の損し代り電話の家を
設けることは電信を設けるなど此の機械は

を祝ておもしろく感し〔始めて〕浮稀なる盛況を奏し
たりとぞ聞えしけこゝに收支を…（三月廿一日）

○大坂初陣ハ昔しより出陣を為す人の生を惟比取るの
ひあることなくこのたびは甚結え云われぬ義理ひあるに
為る早稲田大学の寄附を募るなりとひとく同前文明
協会の募集あるも先陣自分の名義ひやつて飛る浙り
ら判する者も多く頭ハあくまでぬ尚方もまも気の毒文明協
会か人の礼を述べても是れ早大の無心を云ふ顔な
仕末つらきこと言語に絶しと居る此方は市中
を両端より南端まで受け廻り終に落津南岳翁まで
訪ひし募集の応援を頼むに住なる南岳翁も刑

KKK SN CC 115.95 50 10 5.05
ASN 64.15 10 64.00 65.00
EU 64.70 62.85 63.95 AX
200.00 199.60 202.00 1.00 200.00 2.00
KKK SS 202.00 1.00 200.10 2.00

行会の関係であるとはなく相談であつての実際を伝へたもの
などうの如きがある、泊酒香浪と南区東平野町五丁目に
ありし所の中に家を住していた、其の家に通ひたるもので懐徳を
名のもめずするも稽福と見えたれば、翁は元年七十五才
手のうしろのく豐録として其の書簡の遺見も今
ル三宅石庵を大阪で呼びた此人である翁の流しは自分らで
懐徳の蘭儒であつての頃の時代に至る大阪流であると云
はれ、徳川氏の時大阪に庫府あり然れ、頗る唐
子儒者であるけれ、学者らしく儒侍に通じ漢学者は
似合ふことなく廿八ケ月とする、帯し諸藩の尽力為にの
大阪の市中豪家と嫡ぜ此話しも出た、商や頼く常に経
年充づ商家拝贅しけとニ立ふ意味の独特なとを

口論されは小生之等も現在自分の境遇も其の通り
であると云ふて笑つた、翁の流しは懐徳の高松藩に聖
像うあつたと云ふ人もうの木像が小堂の自在と結
へ且て其の唐蕃の流藩の学者として今の職合に
此像を見共にして受け守護しけしと翁らも程
識した時は皆く内側より守護に就ても金ものる
とさふ家もう誰れも気寡乗うのしたので、其れを正しれ
のみ守護のことも出たる家君は此物はつたの
で久しく自分の家にあり来してあつたが其の後世子孫
粗略にしてとニうなぬと気につき大阪の附近に墓
公を紀つてある道明寺、永く(是)となくことでなかた
其の寺にありなど語られる由緒を記して辞しなる 三

月分記

○舊臘大阪出張中木崎好尚氏と訪れし威奈卿大村の
墓誌銘拓本を余の郷里に縁故あるを以て贈られし家
に藏する須磨大阪の香辨に於ける某所の提供泉堂
花本を得て此の墓誌の由来語を一讀し其の詳を知る
を得しが今茲に其の来歴を抄す
此の銅合子出土當時の真相は攝津住吉靈松寺の住
僧義端の記するところに據りて略ぼ之を知ることを得
る四十四年前明和七年(古京遺文に明和中とある
は誤)大和國葛下郡馬場村の農夫が同村の西手
なる穴蟲山開墾の折土中より一大塊を堀り出
せしに塊の中に一の銅合子あり其の中に更に遺骨

を盛りて漆器(第二號圖の如き圓形とあり)に入れ遺骨
は改めて舊郷の大谷に納め銅合子は同村なる某寺
に施入なり、この年七月義端が布教の為同寺に入
りし時住僧より示されて其の貴重なるを驚き、翌年
志ある者に之を吹聴せしに、其の後何くして大阪の
木村蒹葭堂といへる好古家の需に應じて義端は之を
現物を大阪にもたらし蒹葭堂は手拓を試み且石刻
の摹本を作らしめ並に銘文釋文の私記を
著はせしは同年八月なりき、この時を始めとして
四天王寺の子院にて後に二舎利と稱へし明静院
(遺文に明淨院とあるも誤)の僧諦順は蒹葭堂
の好みにより勝ち遂に現品を手許に護り受けて

庫中の宝となせしが偶て四天王寺の所となり今ハ
至宝と編入されて有けるなり
この墓誌銘を案じたる義端も諦順の意見を
乗りへのを威那卿墓誌私考を著はし好古家に
当四天王寺の有となりし始末より注釈を載せたると
其こ夭花を見べかりしとそ
此墓誌銘の書を南都薬師寺擦銘と並び
称し其ニ余人能毛事とするものあれど紀の王尚
書を比較すれハ擦銘ハ余程見の此の銘の如
徹こ文章一の優異を交へさるまでなり
其恭(?)を識らばなお彫刻ハ余あって花(?)し
宇と編しそ半銘の文章とあり此板を採らせ

めきこり木崎の営を治めく政を従りまれ見
すと云くり
誌銘ニ記せ木崎の葬事と詳細のことを
と轄せず又云く日穴嶋山を威那卿墓所の碑
記するにと木崎の事行也

○三月八日　篤礼狂と自称する前田惇来り是犯不
花の精札を見よと云ふ寸信も木崎会六と俱とる北印
為れ南町の家を訪んとも出で後の墓の驟さに車
し前田の家ニ行絶西に拘り木崎ハ先つ信太の森
ニ到らんと云ふニ余亦其一つなりと車を飛ばして十町計
行く程ありて其地ありコンモリし丘の上に稲荷の
神社あり楼門に天明頃の絵馬額掲けある時代見

ものなる社殿も此年改造と覚しく見るに足らさるの
みなり境内は大樹擁なり神詫に宿ある宮を見るに
高きに幽棲の統あり安置の家に立寄り見れは
床に山端の[illegible]録しある当業神社の池一幅掛け
ありし此文章因あつて寄附せることの由掛祝す
のみ影写しおることのと覚しく字々気韻を湛え
印も押してよろしき[illegible]ず心なと何れも似通ひや
記を通読する蘭溪と社祀の記あることを叙する此
社記ての目的は此の端を見ん為なれと尋ねしに正確
なる歌ともなく神主倉皇出て前田方へ引る[illegible]
前田の話に北気の頃なき宮崎婦丑の時詣りを為る
ものなりと語るに本場なりと一笑す前田方に小

三十年もの苦心を以て蒐集せる全国各藩の楮札
一個高崎より前行しつる手紙の類を蒐集せる蒐集
の苦心談を聞くに頗る面白きことの多かりし先に大坂の
時なる難きに陥り其の苦心談を聞きたることあり
前田氏も掲載の新案を得るに至れる手数なるの
楮幣の面にも珍らしきものあり大略意匠
形式相似たるも其の特徴ある所
防ぐ為に種々の意匠を凝らしたる中にも因伯の
藩札は楮札に錦の画を混したるも其の外にミツリムシン
の絵の具を用ひたる淡路の楮札の用紙を真綿
を漉き込みたる紙の中にスカシの見ゆるものもあつれ
肥前佐賀の蓮池藩の札も此旧藩の物なり松江の札分

ど之何かスカシがあつたは柞葉のスカシのあつたのは柞
江の札であつたは既に記臆する宇佐らしが發行した當
あるは矢と梅図の換紙があり土佐からは鯨の
換紙があつたは薩摩の札には卓財所といふこと
き澄くなき發行所名が畧してあつたのも記臆
このころ明治年間に發行の藩札の中には有栖川御係
乾所といふ署名のあるのも見受けたは二つ摺りの
彩色もあるのは極めて稀れなものであつたが博多京都
御館屋といふ商家の發行した私札などは至つて
く意匠を凝らし色彩もおもしろく底をたえた
にあつたは概して東北北陸山陰などの僻地の藩札
は粗製で近畿江戸近傍九州など繁華の地の

は應挙の筆も高尚であつて精巧である故
と思はれたは大政奉還から發行された後の各地の札は
概して意匠形式くんでも劣つてある、札の枚數も
数種保存されてある精粗いろいろであるから概して
幼稚のものであるが藩札の年代のなるべくものは享保
寶暦までを發見したは前田の藩札も年代を存するの
紙前田丸黒藩の藩札で二十匁銀札二百枚印も是ある
の札から五たはちまんで一つに振つておいたのは
ある、これはあいの誰れの迎み出しかまあで抛負への
為めの為め切破しいとてふ懲壊の歷史を有するので
ねる●一說に前田ならし各藩の藩札の標ては
とぢるべきところの紛ある枚數を知らんがために半種

の図書館に蔵して居る稀な書
シカゴ大学のスタール博士も北札家に志ざし深く
此家を訪ねた時に紀念として贈られた木
板の納札を蔵せられて居る、寿多有の三
字を彫つて黒漆をかけてある、此蛙の絵をうつ
しつて此札の元である、

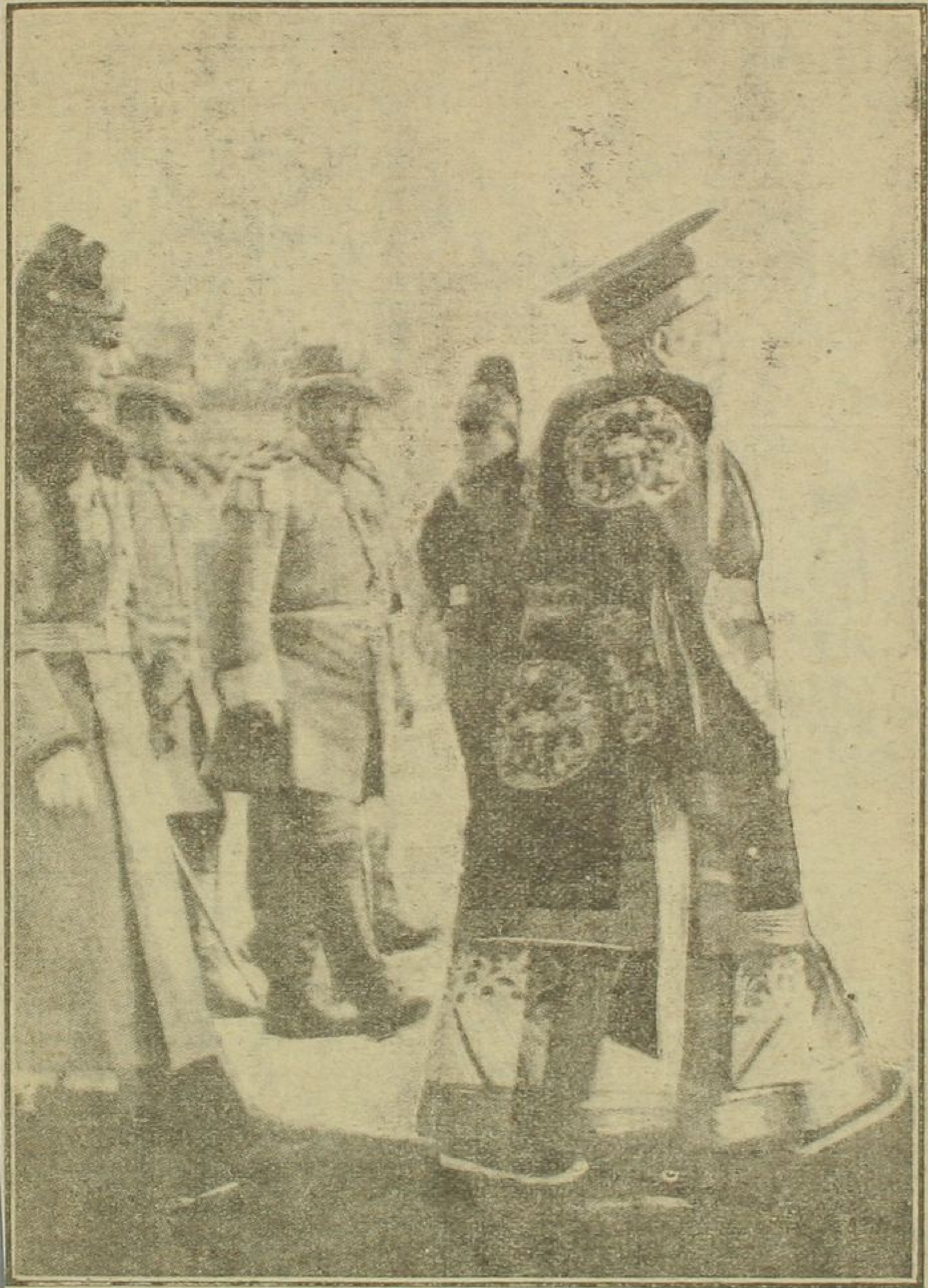

皇帝を装へる袁世凱

直ぐ後に従へるは侍従長蔭昌

事こて昨今太登一の

■噂にて持切り居り

此の兇漢を見んこて一兩日前より大騷ぎをなしるたるが今朝も折柄の風雨を物こもせず又も長崎驛に押掛けたる者夥しく入場劵の賣高だけにても六百枚に上り驛前及び梅香崎署前は

■潮の如き人の山を

築きたり太登一は鼠色の中折帽を冠り縞の筒袖の上に黒羅紗の厚司を着け諸手を後に取られ手錠を嵌められたる上より更に捕繩にて縛され其の上より霜降りのインバチスを着け居たり聞く所によれば太登一が

■多良嶽を抜け出て

大阪に上り曾根崎東雲館に投じ居たる内故郷の妻子見たさに大膽にも長崎に立歸り濱町なる長崎警察署前をも通行したるこごあり豫て自分の子供が市内勝山小學校に通學し居る所より

■同校前にて立番を

なしたるも遂に見當らざりしよりすごいたく九州行を嫌ひ

■關門にても駄々を

捏ねたるも結局二十八日午後三時の聯絡船にて門司に渡り水上者監房に假收容中大阪堀川監獄署宛の手紙を認めて投函を乞ひたるが門司より同日午後十時發列車に搭じ博多驛に至るや俄に顔色蒼ざめたる故若や

■舌でも嚙みて自殺

を圖りたるにやこ心配せしも佐賀に至れば流石に鄕里の見納めこでも思ひたるか列車の窓を開けてくれこ懇望し早岐驛より長與驛まではグッスリこ寢込み居たるが不圖目を覺まし愈長崎に近付くものこ知るや浦上驛で下して貰ひたしこ頻に賴み居たる程にて餘程長崎人を好まざりしもの丶如がりしこ（長崎電話）

●偽造銀貨

□犯人は大阪者

新春來廣島市内及び近在に偽造五十錢銀貨を行使する犯人現れ被害夥しき其の筋にては極めて秘密に内偵中の處いよ／＼其の證跡の顯著なるを確め二十九日午前八時高松市に於ける圍碁家こして知られたる元代議士にして東

讃電鐵及び農工銀行專務取締役大場長平氏を

高松警察に拘引し生井檢事は書記を從へて同署に至り嚴重に訊問をなしつ丶あり一方大場氏の外に村田富太郎、松家新四及び白井某、大隅某等總て十六名を檢擧したるが中には官吏あり又

眞言宗の僧侶もあり同事件は二十八日夜高松市五番町圍碁俱樂部都森方にて金錢を賭け圍碁を爲し居りしを其内の一人なる白井某が遂一警察署にて自白したるが火元こなりたるなり（高松電話）

▼拘引されたる

大場長平

●大阪の教員こ肺結核

□療養費を支給す

小學校教師のうちに肺結核の人が

十二

蓋覽圖